日南市立地適正化計画

都市計画審議会資料

1. 立地適正化計画の概要等
2. 日南市の現状分析
3. まちづくり方針
4. 居住誘導区域の設定
5. 都市機能誘導区域の設定
6. 誘導施設の設定
7. 誘導施策
8. 防災指針
9. 計画の推進及び目標値の設定
10. パブリックコメント

１．立地適正化計画の概要等

制度概要

■立地適正化計画とは？

人口減少や少子高齢化などが進む中で、都市や居住の機能を集約し、持続可能な都市経営を行うために、コンパクトなまちづくりを促進するための計画。

■意義と役割

・様々な都市機能の誘導により、**持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン**
・コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、**『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進**
・居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、**市街地空洞化防止のための新たな選択肢**
・計画の達成状況を評価し、状況に合わせて計画を見直すなど、**時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能**

■計画の策定状況（令和８年３月３１日現在）

・全国971都市で取り組み、うち685都市が計画作成・公表（宮崎県内は12都市）。

■国の支援

・誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)、公共公益施設の整備等への支援。

出典:国土交通省HP

施策の内容

・計画内容

・策定主体は市町村。
・計画の対象区域は都市計画区域（日南市の場合、日南都市計画区域および南郷都市計画区域）。

【主な計画内容】

必須	・立地適正化計画区域 ・基本的な方針 ・都市機能誘導区域 ・同　誘導施設 ・居住誘導区域 ・防災指針
任意	・居住調整区域 ・跡地等管理区域 ・駐車場配置適正化区域

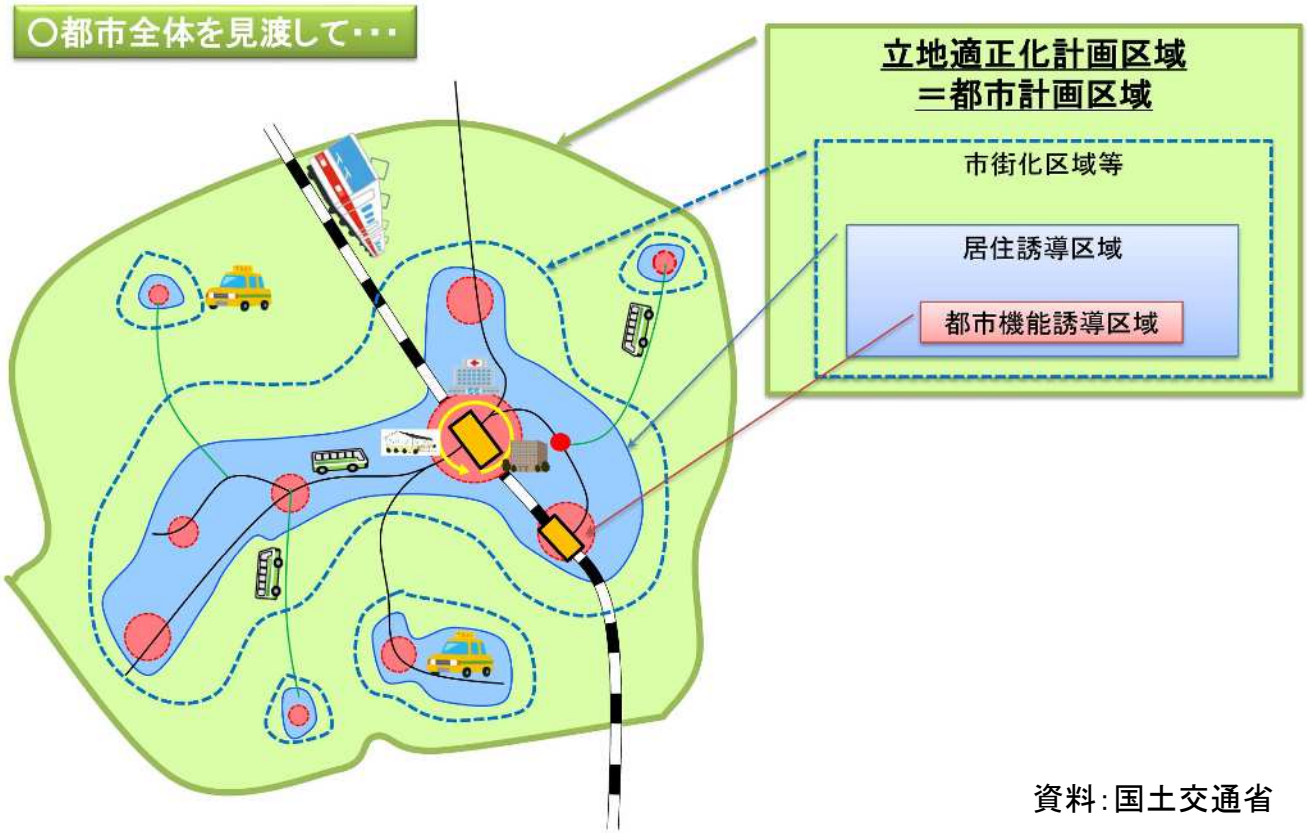

資料：国土交通省

施策の内容

・居住誘導区域

・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
・農振農用地などには指定できない。
・区域外で3戸以上の住宅の建築や開発行為を行う場合は届出が必要。

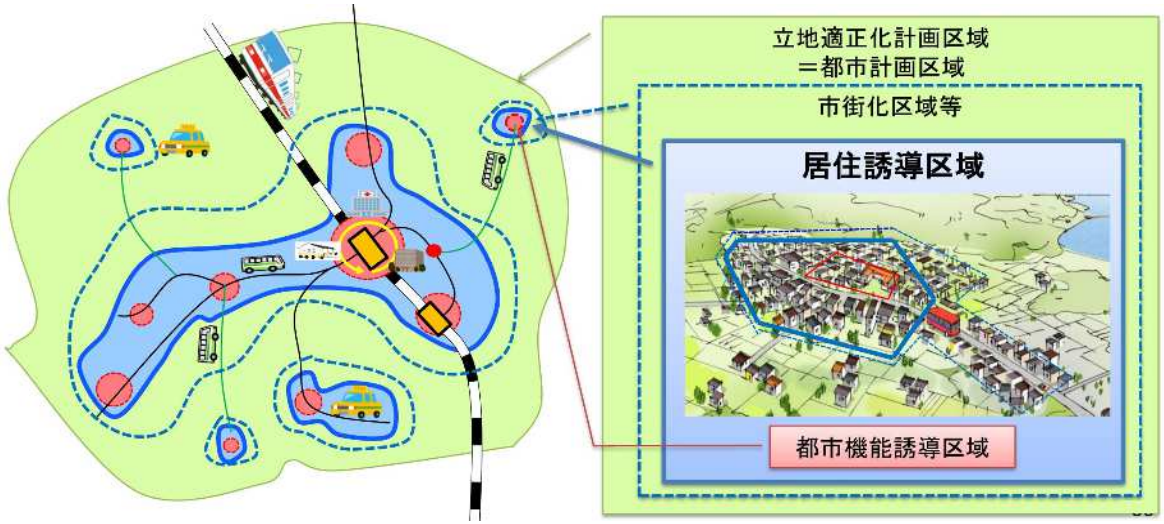

【対象区域】

資料：国土交通省

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	・中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ・中心拠点及び生活拠点の都市機能の利用圏として一体の区域 ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
定めない区域	・市街化調整区域、災害危険区域、農振農用地、自然公園特別区域、保安林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域 など
含まないとすべき区域	・津波災害特別警戒区域 など
適当でないと判断される場合は含まないとすべき区域	・土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域 など
慎重に判断することが望ましい区域	・法令により住宅が制限されている区域（工業専用地域、流通業務地区等）など

施策の内容

・都市機能誘導区域

・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
・都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定。
・区域の数は、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定める。

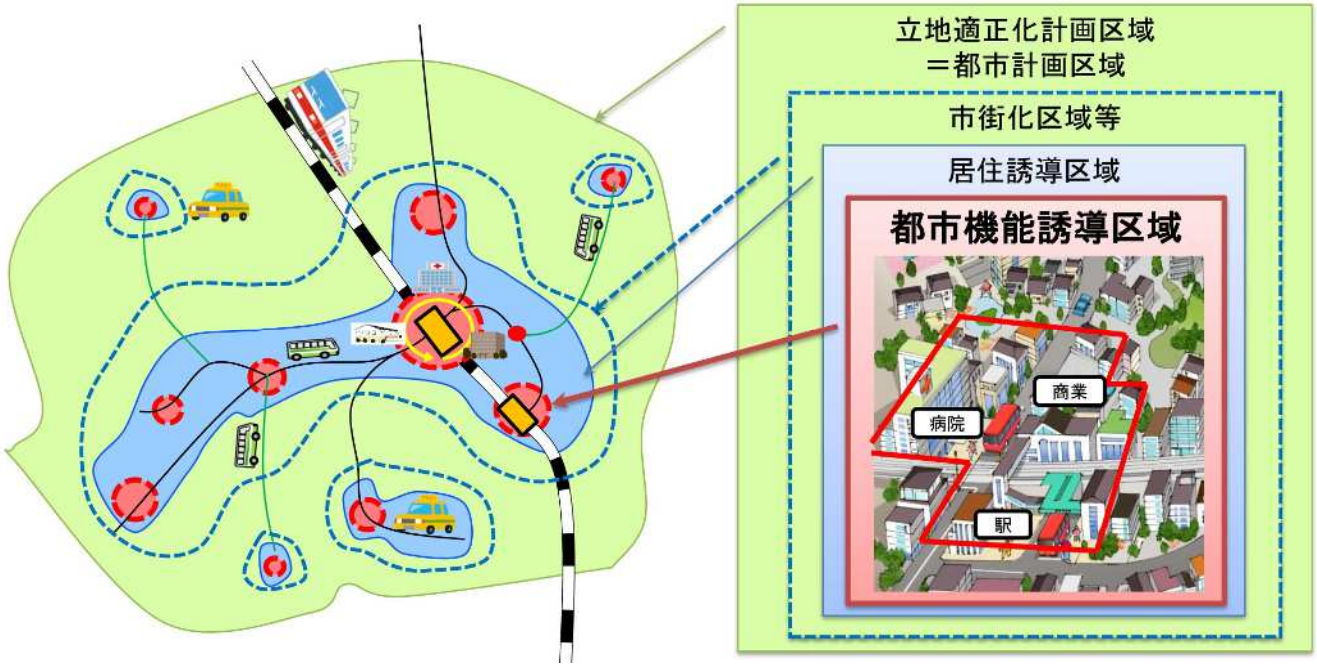

資料：国土交通省

【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域 ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等 ・都市の拠点となるべき区域

施策の内容

・誘導施設

・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。
・誘導施設が無い場合、都市機能誘導区域は設定できない。
・区域外で誘導施設の新築・改築や開発行為を行う場合は届出が必要※。
・既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる。

【対象施設】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

88

※誘導施設を休止又は、廃止しようとする場合には市町村長への届出が義務付けられている

資料：国土交通省

策定の視点

・多様な分野との連携

・立地適正化計画は、都市計画だけでなく、交通、医療、福祉など様々な分野と関連する計画であり、それらの計画との連携や、横断的な施策の検討・展開が必要。

様々な関係施策との連携イメージ

関連する計画・他部局の施策等の一覧

関連する計画

- 市町村の総合計画
- 市町村マスタープラン
- 都市計画区域マスタープラン
- 地方版総合戦略
- 流域水害対策計画

等

他部局の施策等

- 地域公共交通計画
- 中心市街地活性化基本計画
- 公共施設等総合管理計画
- 農業・林業
  - ・農業振興地域整備計画
  - ・地域森林計画
  - ・市町村森林整備計画
- 地域防災計画
- 都道府県住生活基本計画
- 福祉・医療
  - ・都道府県医療計画
  - ・市町村介護保険事業計画
  - ・市町村高齢者居住安定確保計画
  - ・市町村地域福祉計画

等

- 河川整備計画
- 低炭素まちづくり計画
- 地方公共団体実行計画（地球温暖化対策推進法）
- インフラ長寿命化計画
- 管理構想

等

参考となる指針等

- まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン
- 健康・医療・福祉のまちづくりのための推進ガイドライン
- まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン
- 都市構造の評価に関するハンドブック
- 鉄道沿線まちづくりガイドライン
- スマート・プランニング実践の手引き

等

資料：国土交通省

立地適正化計画の位置づけ

・立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業、医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。
・本市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」や宮崎県の都市計画区域マスタープランといった上位計画に即して作成することが必要になります。

日南市重点戦略プラン

南那珂圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（都市計画区域マスタープラン）
【県策定】（都市計画法第６条の２）

即する

即する

日南市都市計画マスタープラン
（都市計画法第18条の２）

日南市立地適正化計画
（都市再生特別措置法第81条）

※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされる。
（都市再生特別措置法第82条）

連携

日南市
地域公共
交通網
形成計画

届出制度について

・居住誘導区域及び都市機能誘導区域の外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、市長への届出が必要。

【居住誘導区域に係る届出】

対象区域		居住誘導区域外
対象行為	開発行為	• 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
		• 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築等行為	• 3戸以上の住宅を新築しようとする場合、建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

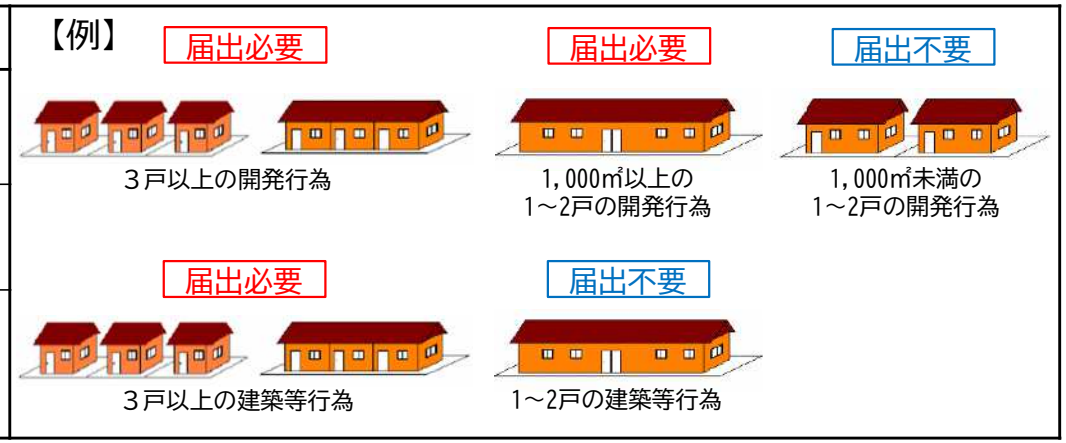

【都市機能誘導区域に係る届出】

対象区域		都市機能誘導区域外
対象行為	開発行為	• 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
	建築等行為	• 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 • 建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 • 建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

対象区域	都市機能誘導区域内
対象行為	• 誘導施設を休止する場合 • 誘導施設を廃止する場合

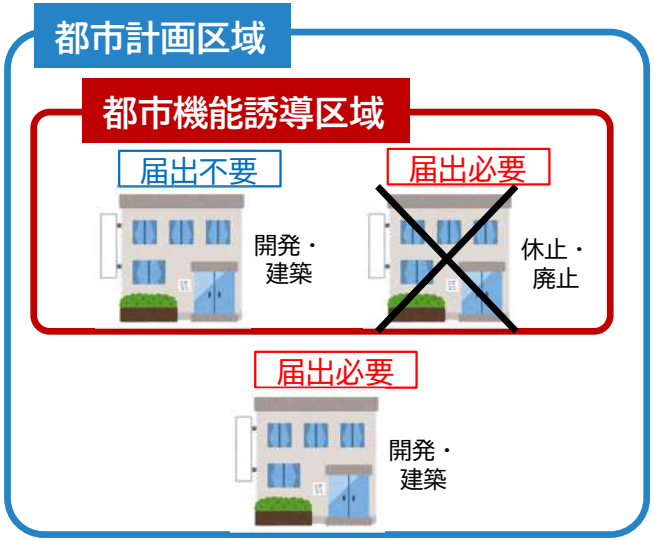

2. 日南市の現状分析

人口動向

・人口の推移と将来予測

・日南市の人口は減少を続けており、2020年時点で約5.1万人、2050年は約3.0万人と想定されている。
・年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著で、2050年には約半数が高齢人口（65歳以上）になると想定されている。

【人口の推移と将来予測】

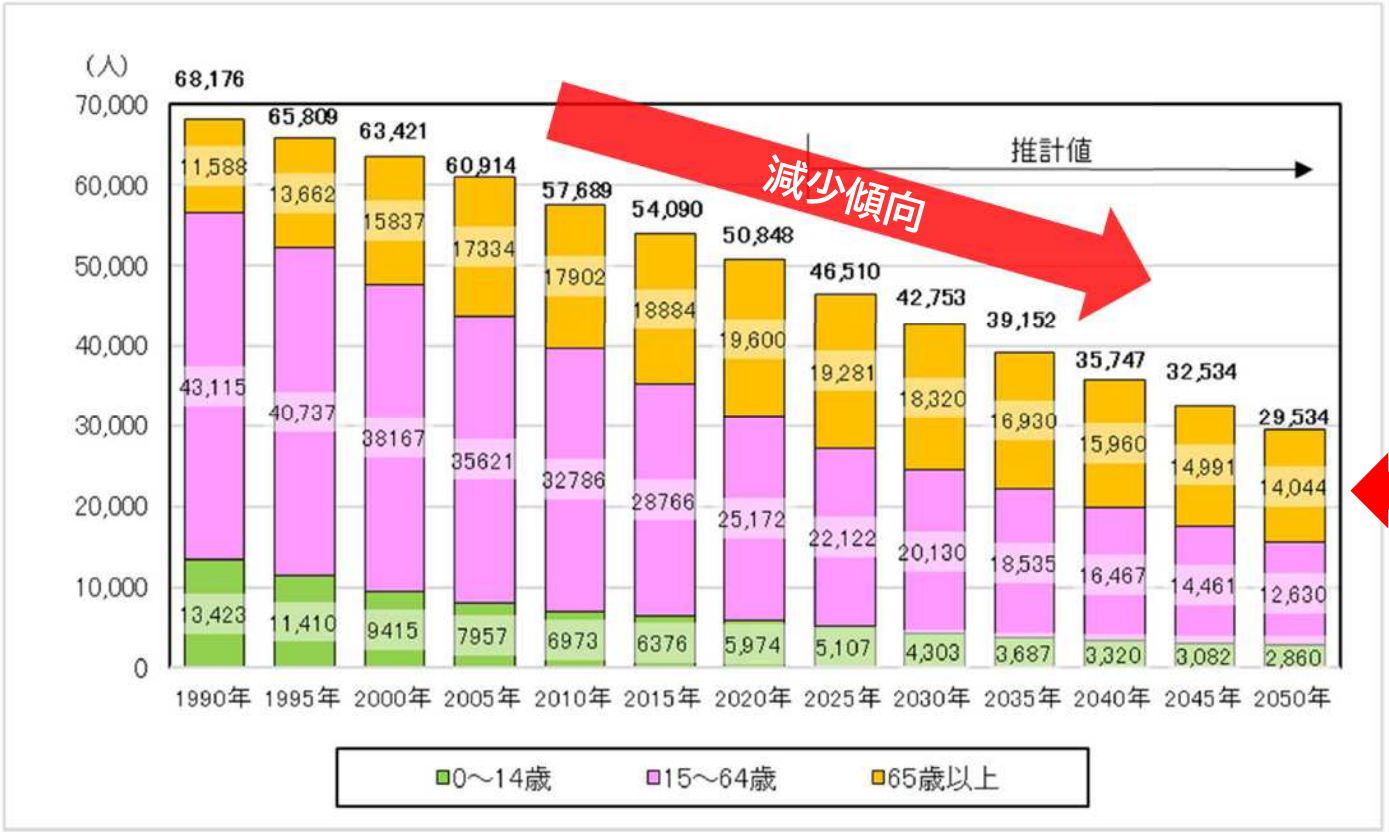

65歳以上が48%に

資料：都市計画基礎調査（令和6年3月）

人口

- 人口密度が高い地域は日南、南郷の両都市計画区域に集中。
- 特に用途地域内の人口密度が高い。
- 都市計画区域外は、伊比井、北郷、内之田、谷之口、榎原などの鉄道駅や幹線道路沿道などに人口密度の低い地域が点在。

【2020年人口（実績）】

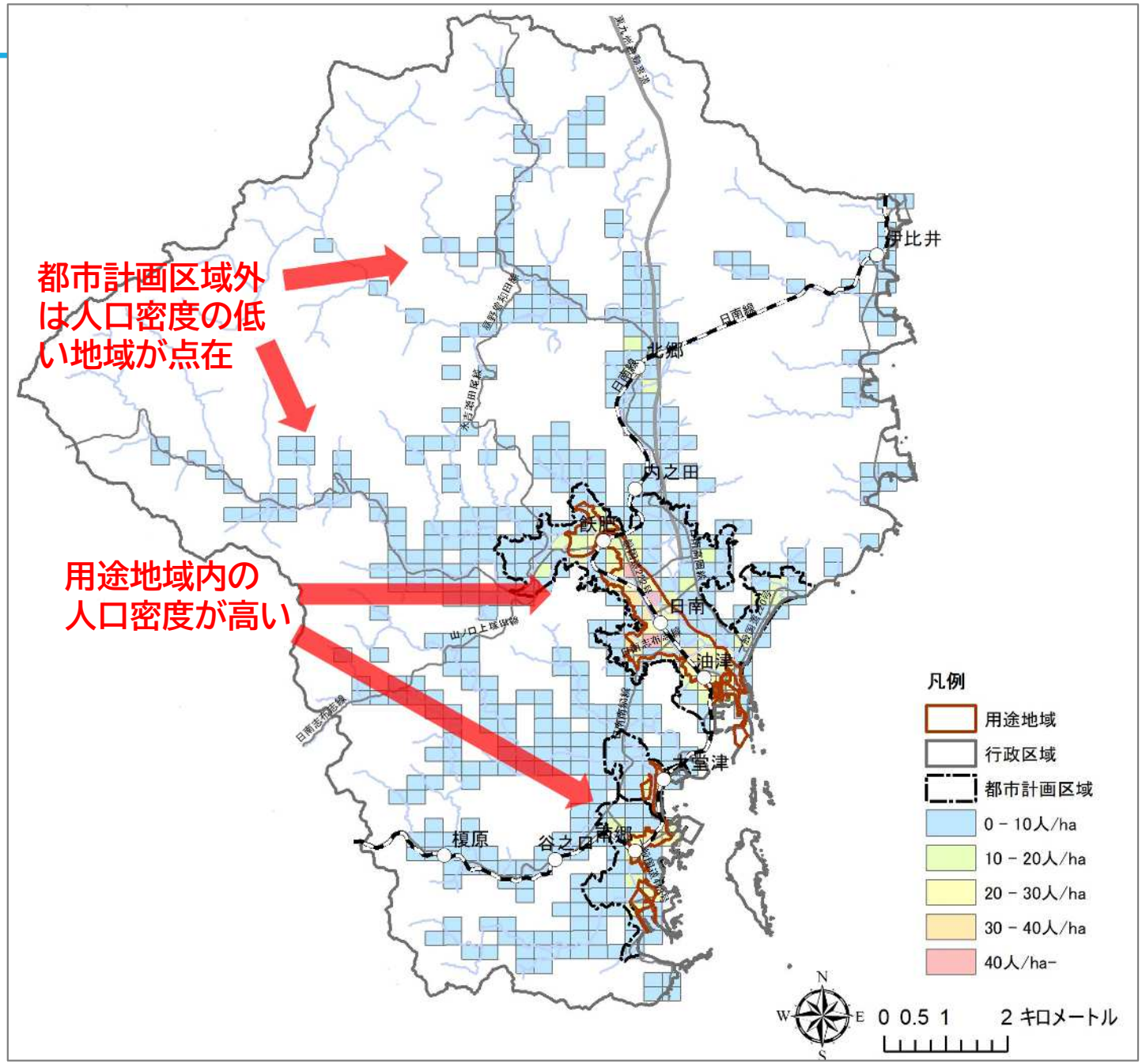

資料：国土数値情報（国土交通省）

人口

- 将来は、市全体で人口密度が低下。
- 都市計画区域内の用途地域外や都市計画区域外では10人/ha以上の地域がほとんどなくなる。

【2045年人口（将来）】

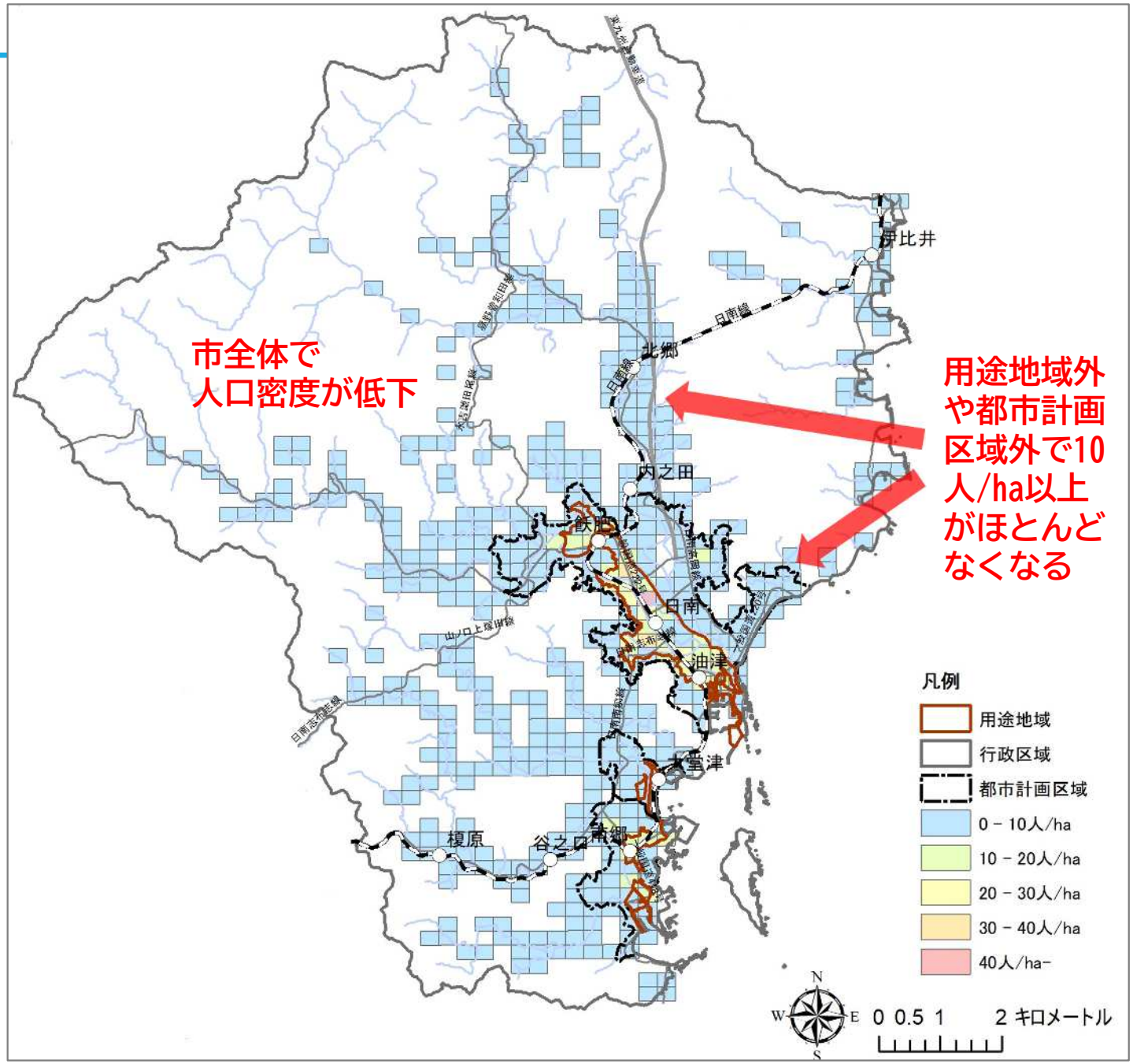

資料：国土数値情報（国土交通省）

公共交通

- JR日南線を中心に市街地が広がっている。
- バス路線網（主にコミュニティバス）が市全域を網羅。

【公共交通と2020年人口】

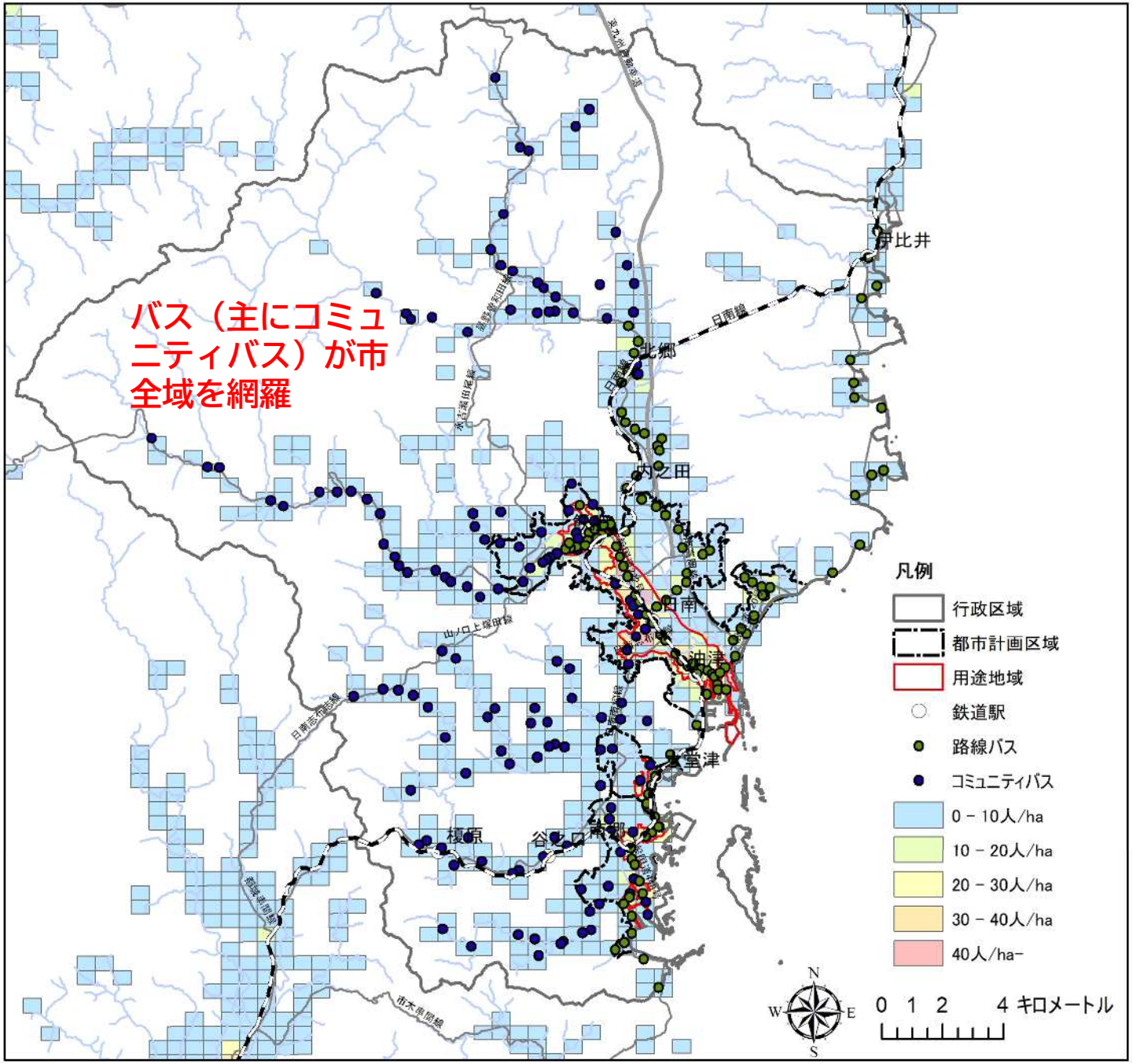

公共交通

- 公共交通の徒歩圏（鉄道駅800m、バス停300m）は用途地域のほぼ全域をカバー。
- 運行本数は多くないものの、公共交通を利用できる環境にはある。

※鉄道駅800m、バス停300mの徒歩圏域は「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による
※鉄道駅、バス停は国土数値情報（国土交通省）より

【公共交通徒歩圏】

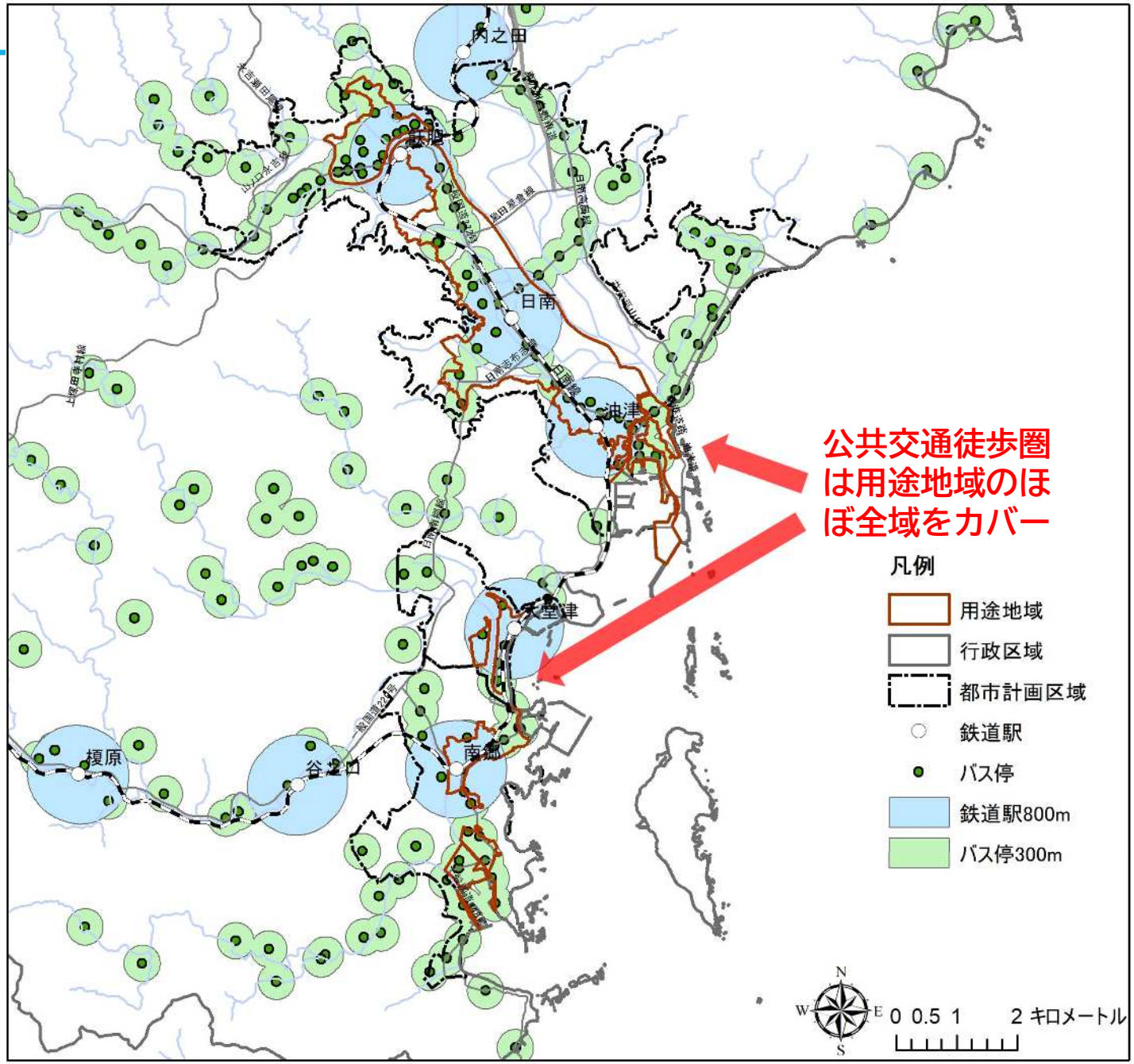

都市機能

- 商業、医療、子育て、高齢者福祉などの都市機能は用途地域内に集積。
- 都市計画区域外では北郷地区などの一部のみで立地。

【都市機能と2020年人口】

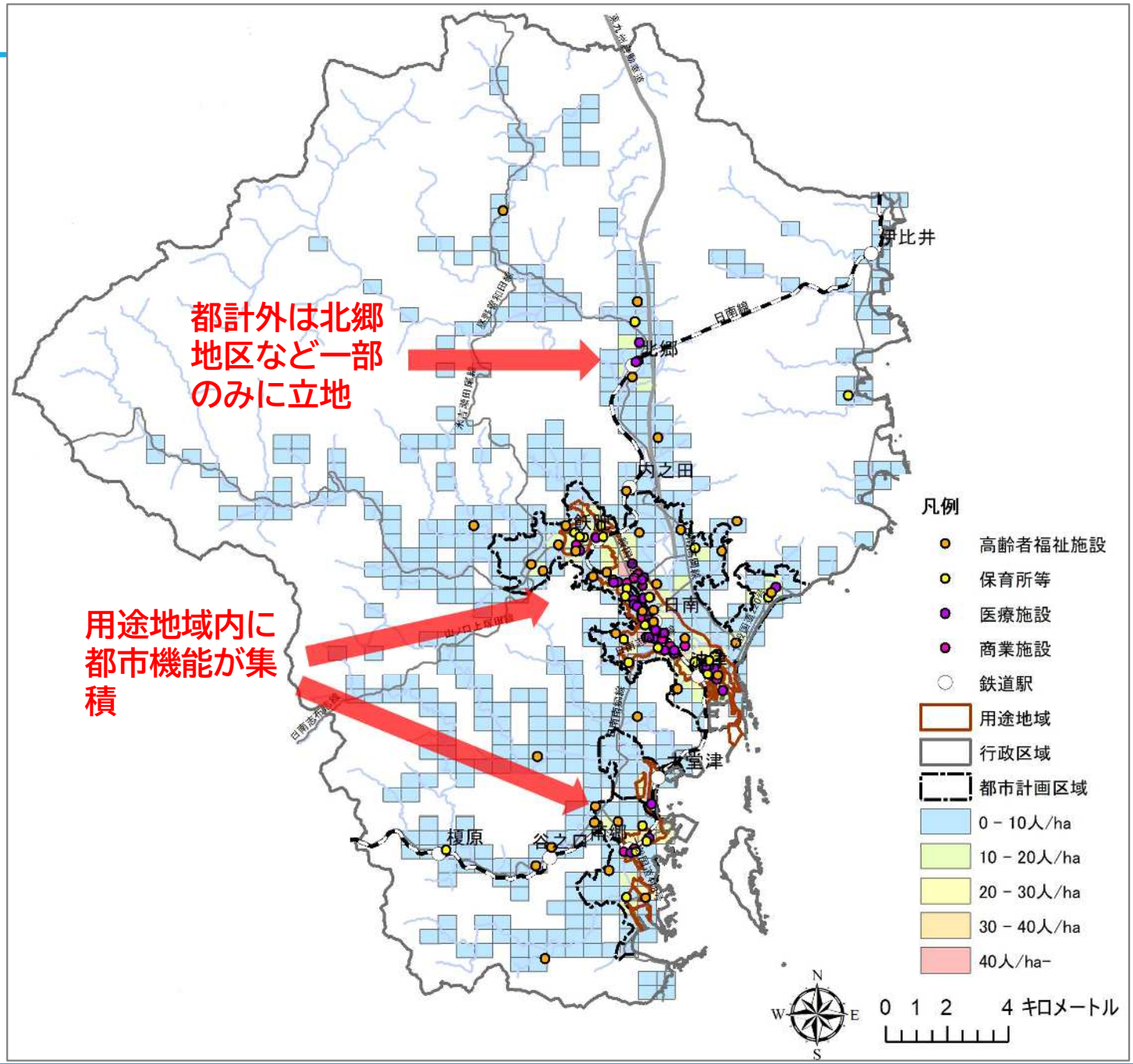

洪水（想定最大規模）

- 飫肥地区や日南線と酒谷川間等で浸水深３ｍ以上となっており、現状、用途地域内で約1万人が居住。
- 将来には減少するものの、市全体に対する割合は増加する。

【浸水想定区域内人口・割合】

		2020年		2045年	
		3m未満	3m以上	3m未満	3m以上
用途地域内	人口	7,962	10,483	5,667	7,592
	割合	15.7%	20.6%	17.4%	23.3%
用途地域外	人口	3,461	1,165	2,196	718
	割合	6.8%	2.3%	6.7%	2.2%
都市計画区域計	人口	11,423	11,649	7,863	8,310
	割合	22.5%	22.9%	24.2%	25.5%
日南市（浸水区域外含む）	人口	50,848		32,534	
	割合	100.0%		100.0%	

※資料

人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

洪水：国土数値情報（国土交通省）

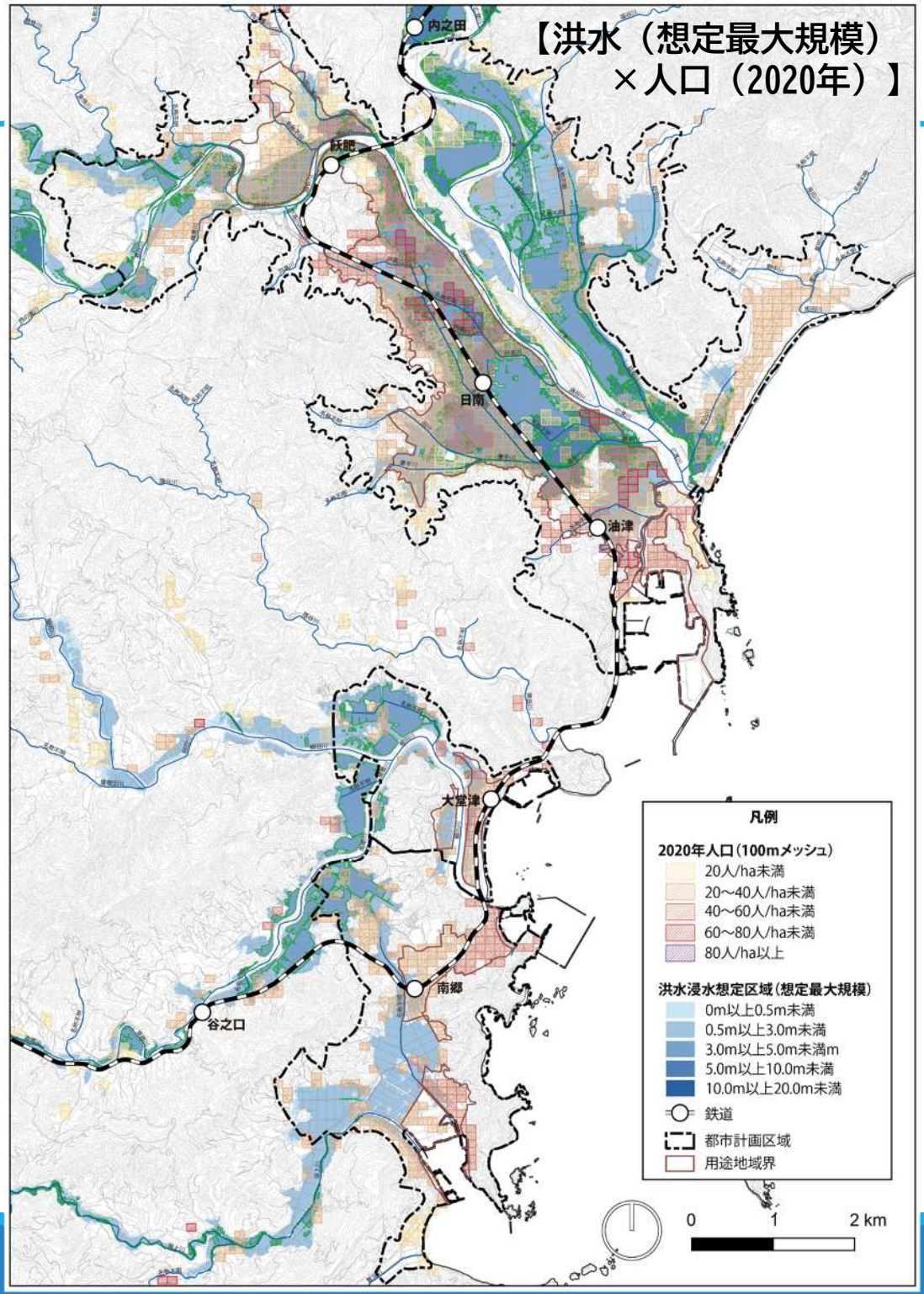

洪水（計画規模）

・用途地域内に浸水深３ｍ以上はほとんどなく、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずかである。

【浸水想定区域内人口・割合】

		2020年		2045年	
		3m未満	3m以上	3m未満	3m以上
用途地域内	人口	3,745	23	2,772	18
	割合	7.4%	0.0%	8.5%	0.1%
用途地域外	人口	699	44	433	26
	割合	1.4%	0.1%	1.3%	0.1%
都市計画区域計	人口	4,444	68	3,205	44
	割合	8.7%	0.1%	9.9%	0.1%
日南市（浸水区域外含む）	人口	50,848		32,534	
	割合	100.0%		100.0%	

※資料

人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

洪水：国土数値情報（国土交通省）

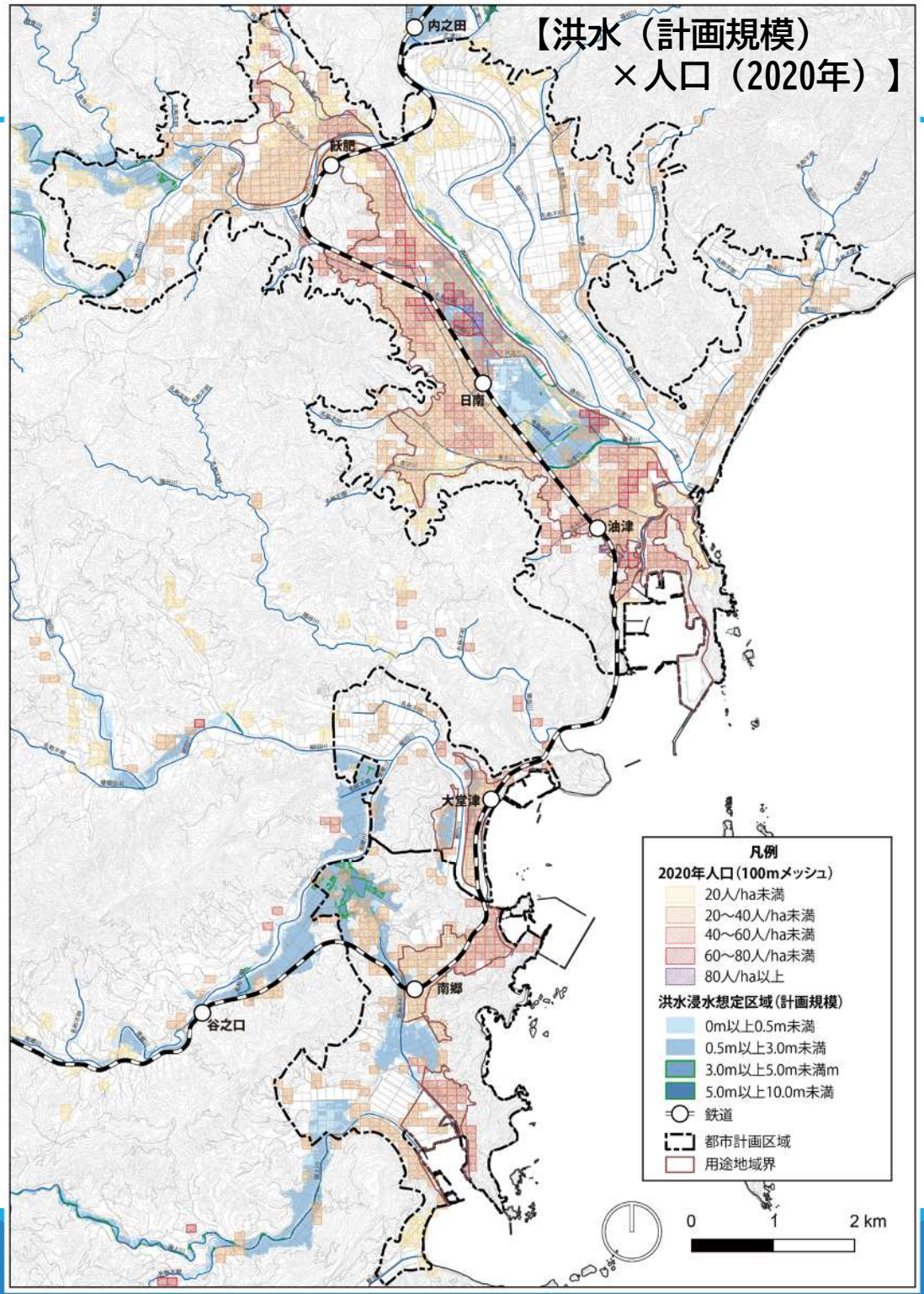

津波

・用途地域では油津、大堂津、南郷、外浦港周辺の用途地域で浸水深2m以上の地域が広がっており、対象人口は現状で約3,700人。

・将来は人口減少の大きい地域でもあることから、現状の1/4程度の約900人まで減少。

【浸水想定区域内人口・割合】

		2020年		2045年	
		2m未満	2m以上	2m未満	2m以上
用途地域内	人口	3,025	3,690	2,014	926
	割合	5.9%	7.3%	6.2%	2.8%
用途地域外	人口	1,147	2,530	679	1,485
	割合	2.3%	5.0%	2.1%	4.6%
都市計画区域計	人口	4,171	6,220	2,693	2,410
	割合	8.2%	12.2%	8.3%	7.4%
日南市(浸水区域外含む)	人口	50,848		32,534	
	割合	100.0%		100.0%	

※資料

人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

津波：国土数値情報（国土交通省）

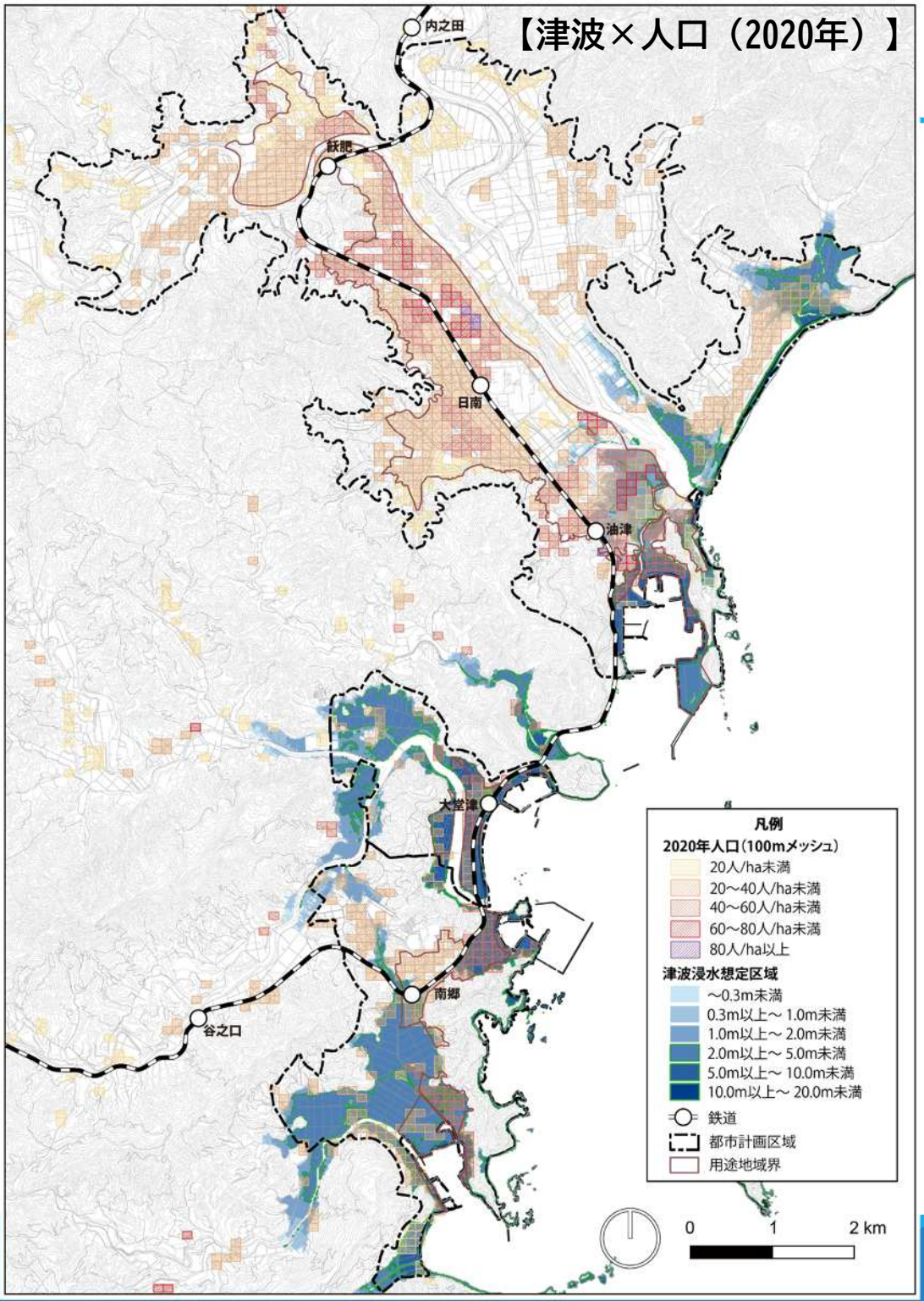

高潮

・用途地域内に浸水深３ｍ以上はほとんどなく、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずかである。

【浸水想定区域内人口・割合】

		2020年		2045年	
		3m未満	3m以上	3m未満	3m以上
用途地域内	人口	6,156	106	1,321	58
	割合	12.1%	0.2%	4.1%	0.2%
用途地域外	人口	2,709	125	571	77
	割合	5.3%	0.2%	1.8%	0.2%
都市計画区域計	人口	8,865	231	1,891	135
	割合	17.4%	0.5%	5.8%	0.4%
日南市 (浸水区域外含む)	人口	50,848		32,534	
	割合	100.0%		100.0%	

※資料

人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

高潮：国土数値情報（国土交通省）

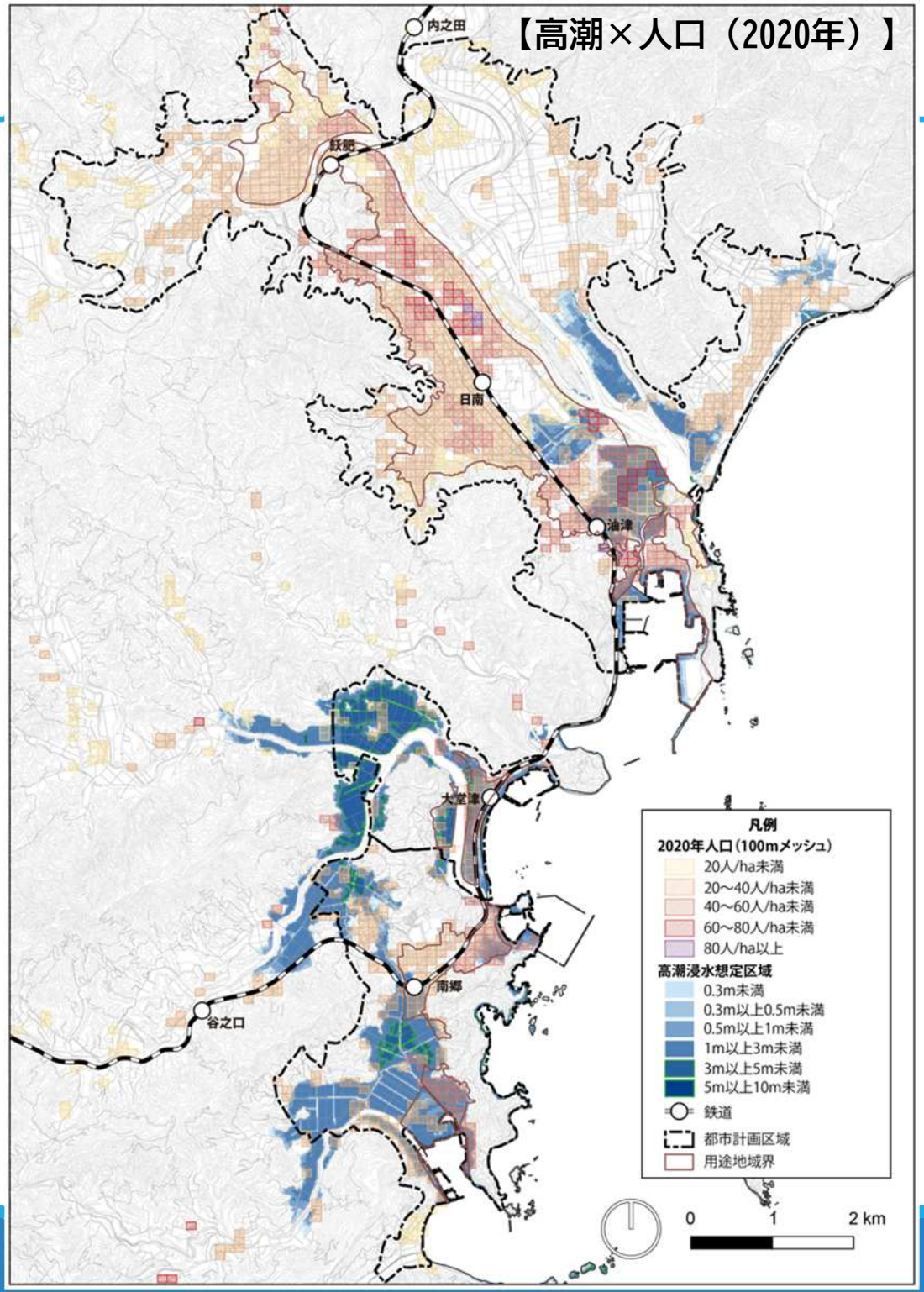

土砂災害

・土砂災害特別警戒区域は用途地域縁辺部に多く、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずかである。

【土砂災害特別警戒区域内人口・割合】

		2020年	2045年
用途地域内	人口	340	220
	割合	0.7%	0.7%
用途地域外	人口	1,247	778
	割合	2.5%	2.4%
都市計画区域計	人口	1,587	998
	割合	3.1%	3.1%
日南市（浸水区域外含む）	人口	50,848	32,534
	割合	100.0%	100.0%

※資料

人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

土砂災害：国土数値情報（国土交通省）

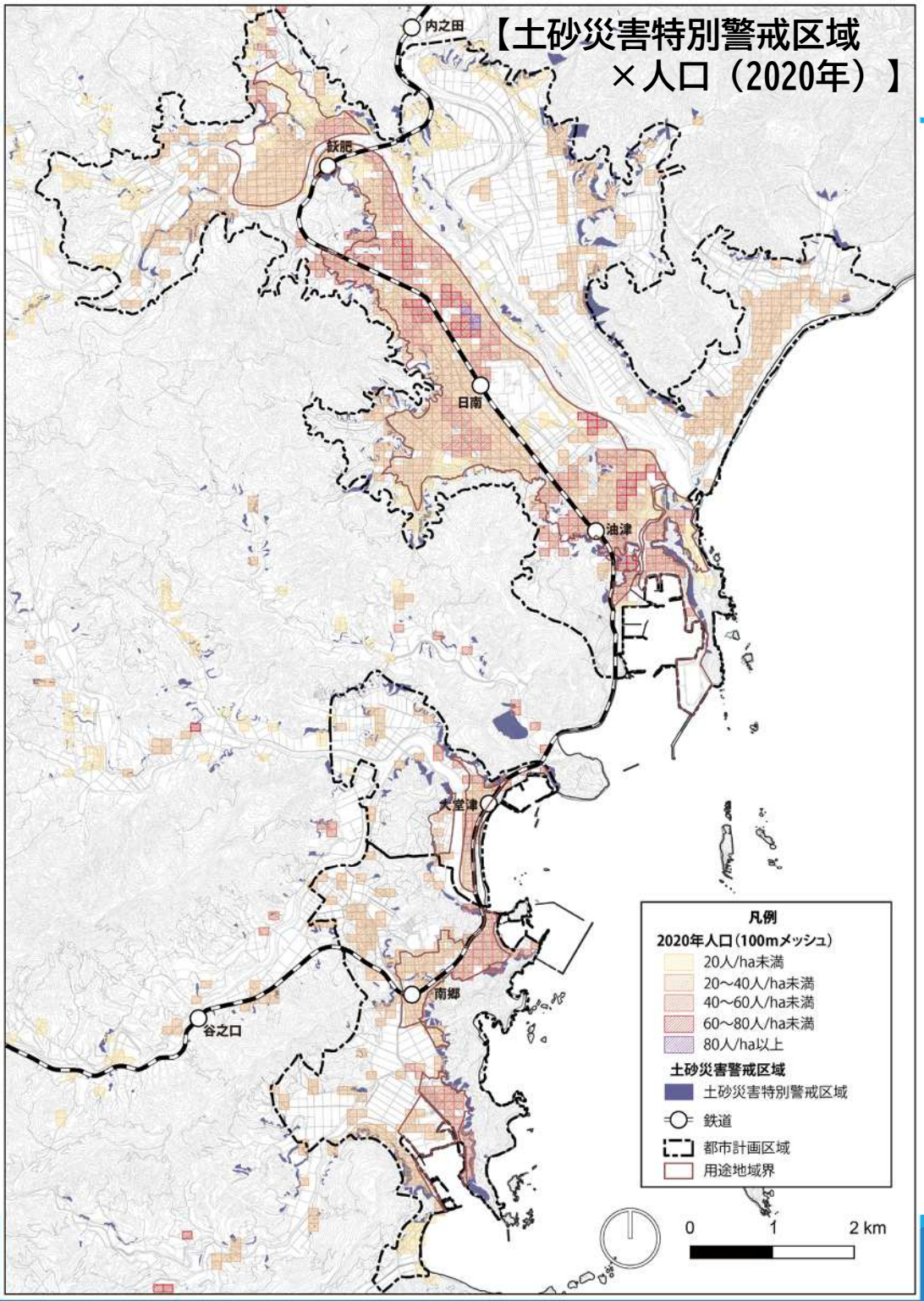

3. まちづくり方針

課題整理

（都市構造の特徴）

- 用途地域内に人口、都市機能が集積しており、利便性は高い。
- 公共交通は市全域を網羅しており、都市機能が集積する地域への到達が可能。学生等の重要な足でもある。
- 観光資源が市内に点在しており、来訪者による経済効果などが期待される。

（今後想定されるリスク）

- 人口減少、高齢化の進展により、都市の活力や利便性の低下が懸念される。
- 財政もさらに厳しくなることが予想され、公共サービスの維持や移動手段の確保が懸念される。
- 津波により、港や沿岸部を中心に居住地や公共施設への浸水被害が懸念される。

- 今後とも人口減少・高齢化の進展が予想される中で、都市機能を拠点地域等へ集約させて、効率的な都市構造の構築が必要。
- 市民生活の利便性を確保するため、都市機能の集約する地域への移動手段の維持・確保が必要。
- 観光振興による交流人口の拡大など、地域の活力創出が必要。
- 想定される災害に備え、安全な市街地の形成が必要。

まちづくり方針

（まちづくりの目標）

重点戦略プラン：住みたい 住み続けたいまち

都市マス：拠点分散・ネットワーク型構造の日南型コンパクトシティ

市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現

（立地の適正化に関する基本的な方針）

①市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導

吾田、油津、飫肥、南郷、北郷など、現状で商業や医療、公共サービスなどが立地する拠点地域に対して、それら都市機能のさらなる誘導を図り、市民の日常生活の利便性の確保を図っていく。

②都市と集落の持続的発展のための居住の誘導

都市と集落がともに持続的に発展していくために、都市機能が集積し生活利便性を享受できる拠点地域周辺への居住を誘導するとともに、都市計画区域外も含めて既存集落の維持を図っていく。

③日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持

市内各所と拠点地域間を連携し、拠点分散・ネットワーク型構造を支える市民の日常的な移動手段を確保していくため、公共交通網を今後とも維持していく。

④災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

都市の骨格構造

・中心市街地だけでなく、北郷駅周辺などの都市計画区域外も含めて、日南市全体で拠点、軸から構成される目指すべき都市の骨格構造を設定。
・都市機能、居住機能の集約と公共交通等のネットワークにより、市民の生活利便性を今後とも確保していく。

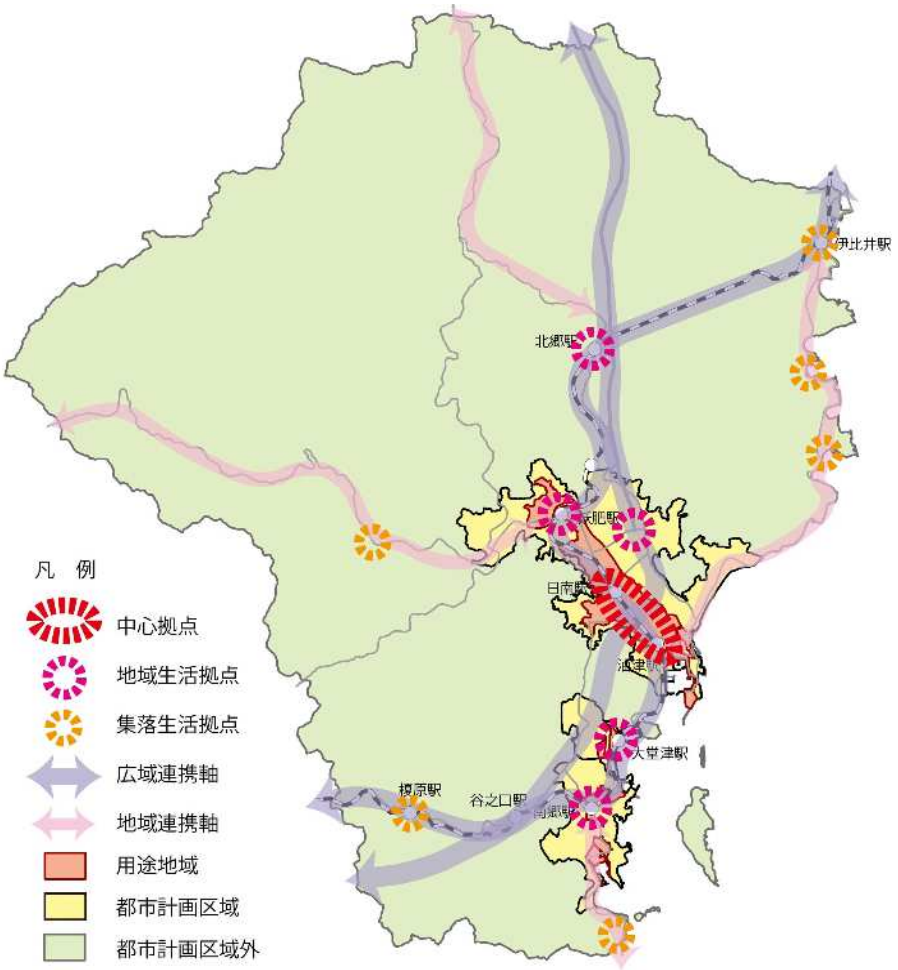

種別	拠点・軸の考え方	地区名等
中心拠点	・多様な都市機能が集積し、様々な都市活動が展開され、市民のための生活利便性が最も高い地区。 ・様々な交流の展開が可能な都市の中枢機能を担う地区。 ・市全域から公共交通により到達ができる。	日南駅、油津駅周辺
地域生活拠点	・日常生活に必要な商業、医療・福祉、文化・交流などの各都市機能が複数整った拠点。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	飫肥駅、大堂津駅、南郷駅、日南東郷IC、北郷駅周辺
集落生活拠点	・比較的多くの住民が暮らす集落を対象に、日常生活の機能の維持を優先した地域コミュニティの拠点。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	伊比井、宮浦、鵜戸、酒谷、榎原、夫婦浦
広域連携軸	・鉄道や自動車専用道路などにより、市内だけでなく近隣都市との移動も可能な広域的に連携する軸。	JR日南線、東九州自動車道
地域連携軸	・路線バスやコミュニティバスなどにより、誰もが都市機能が集まる拠点などに移動が可能な地域間を連携する軸。	国道220号、222号、448号、県道日南高岡線

課題解決のための施策・誘導方針

・まちづくり目標及び立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえて、都市機能、居住機能、公共交通、防災の分野別に、施策・誘導方針を以下の通り設定。

まちづくりの目標	立地の適正化に関する基本的な方針	施策・誘導方針
市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現	市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導	【都市機能の誘導による生活利便性の確保】 ・日南駅や南郷駅周辺などの拠点地域へ、商業、医療、公共サービスなどの都市機能を誘導し、市民生活の利便性を確保していく。 【観光交流機能の充実による地域の活性化】 ・油津地区や飫肥地区など歴史、文化資源を有する地域では、都市機能とともに観光交流機能の充実を図るとともに、油津地区ウォーカブル事業の推進などにより、交流人口拡大による地域の活性化を図っていく。
	都市と集落の持続的発展のための居住の誘導	【居住の誘導による持続可能な都市構造の構築】 ・拠点地域周辺の用途地域内への居住の誘導を図り、持続可能な都市構造を構築していく。 ・都市計画区域内外において、まちづくり等と連携した良好な居住環境を提供する公営住宅の整備とともに、既存施設の効率的な活用を推進する。 【空き家、空き地など既存ストックの有効活用】 ・今後、市全域で人口減少が予想される中では、空き家、空き地など既存ストックを有効活用するとともに、特定空き家対策の推進により良好な住環境の保全を図っていく。 【既存集落地域の生活環境の維持】 ・都市計画区域内の用途地域無指定区域や都市計画区域外の既存集落地域においても、現在の生活環境を維持できるよう、生活利便施設や居住機能を確保していく。

課題解決のための施策・誘導方針

・まちづくり目標及び立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえて、都市機能、居住機能、公共交通、防災の分野別に、施策・誘導方針を以下の通り設定。

まちづくりの目標	立地の適正化に関する基本的な方針	施策・誘導方針
市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現	日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持	【幹線的な公共交通の維持】 ・市内の拠点間を繋ぐ鉄道、路線バスなどの幹線的な公共交通を関係事業者と協力しながら維持していく。 【身近な移動手段の確保と利便性向上】 ・市内の隅々まで網羅するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどについては、市民生活を支える身近な移動手段としてその機能の確保と利便性の向上を図っていく。
	災害リスクを考慮した市街地の安全対策	【より安全な地域への居住の誘導】 ・用途地域内においても土砂災害や家屋倒壊などの災害リスクが高い地域が存在することから、より安全な地域への居住の誘導を推進していく。 【総合的な防災施策の推進】 ・安心して住み続けられる市街地を形成していくために、あらゆる地域においてハード、ソフトの両面から総合的な防災施策を推進していく。

4. 居住誘導区域の設定

検討対象区域

・今後ともこの生活利便性を維持していくために、人口密度が高く、公共交通や生活利便施設が集積しており、現状で生活利便性の高い、概ね用途地域の範囲を居住誘導区域の検討対象区域とする。

【人口（2020年）】

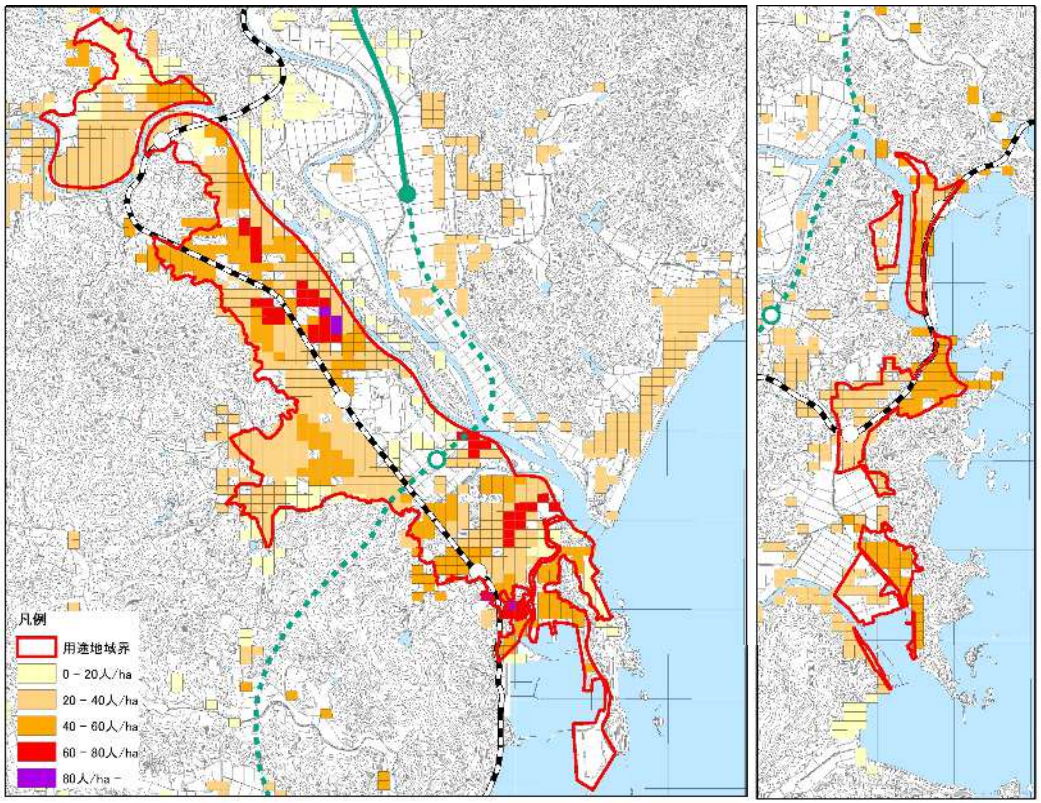

	0-14歳	15-64歳	65歳-	合計
用途地域内人口	3,605	13,903	9,077	26,585
割合	14%	52%	34%	100%

【人口（2045年）】

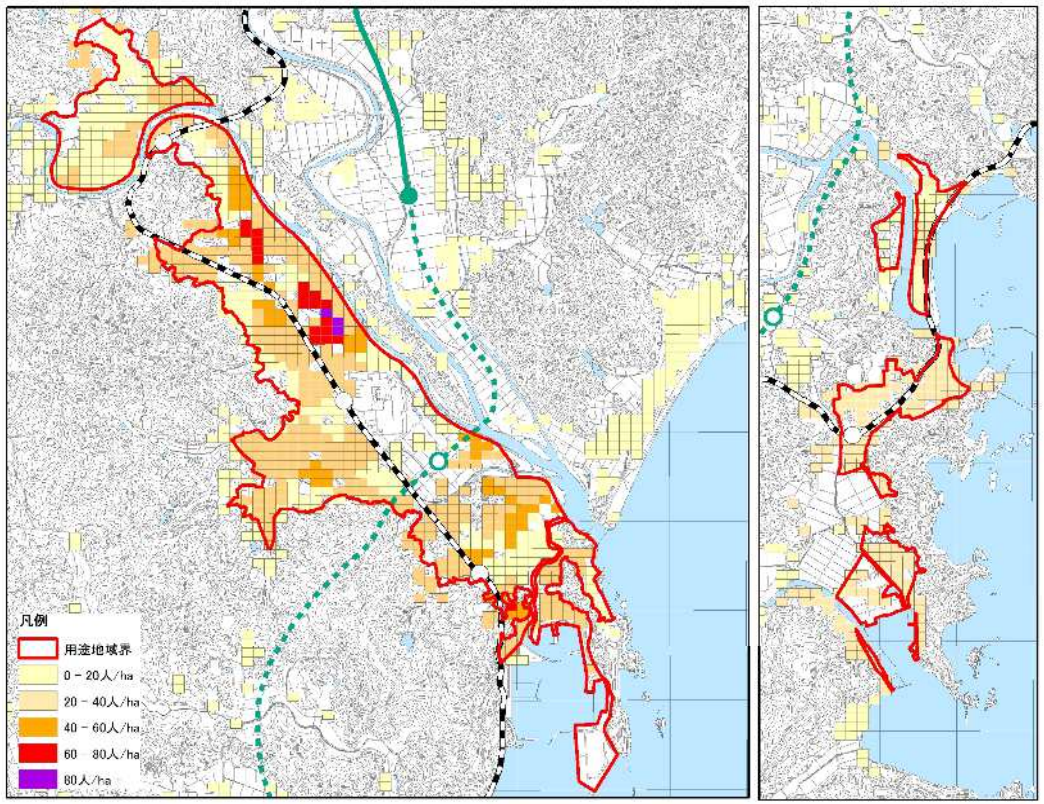

	0-14歳	15-64歳	65歳-	合計
用途地域内人口	1,835	8,681	7,879	18,395
割合	10%	47%	43%	100%

資料：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）

居住誘導区域の設定フロー

・まちづくり目標に掲げた「拠点地域周辺への居住の誘導」および「安心して住み続けられる市街地の形成」を実現するために、人口や各種都市機能が集積する用途地域の中から、以下の条件で居住誘導区域を設定する。

検討対象区域（人口密度が高く現状で生活利便性の高い区域）

↓

条件①　居住の誘導に適さない区域の除外

法令で指定されている工業専用地域、臨港地区、大規模な公園、学校を除外

↓

条件②　居住密度の低い区域の除外

現状で人口密度が20人/ha未満かつ自然的土地利用が大半の区域を除外

↓

条件③　災害リスクの高い区域の除外

災害リスクの高い、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、地すべり防止区域、津波浸水想定区域の一部を除外

↓

条件④　検討対象区域と一体の区域の追加

市街地形成等の状況から検討対象区域と一体の区域を追加

↓

居住誘導区域

※境界は、土砂災害特別警戒区域を除き道路、水路等の地形地物を原則とする

条件①　居住の誘導に適さない区域の除外

・工業専用地域及び臨港地区、大規模な公園、学校を除外する。

【除外区域】

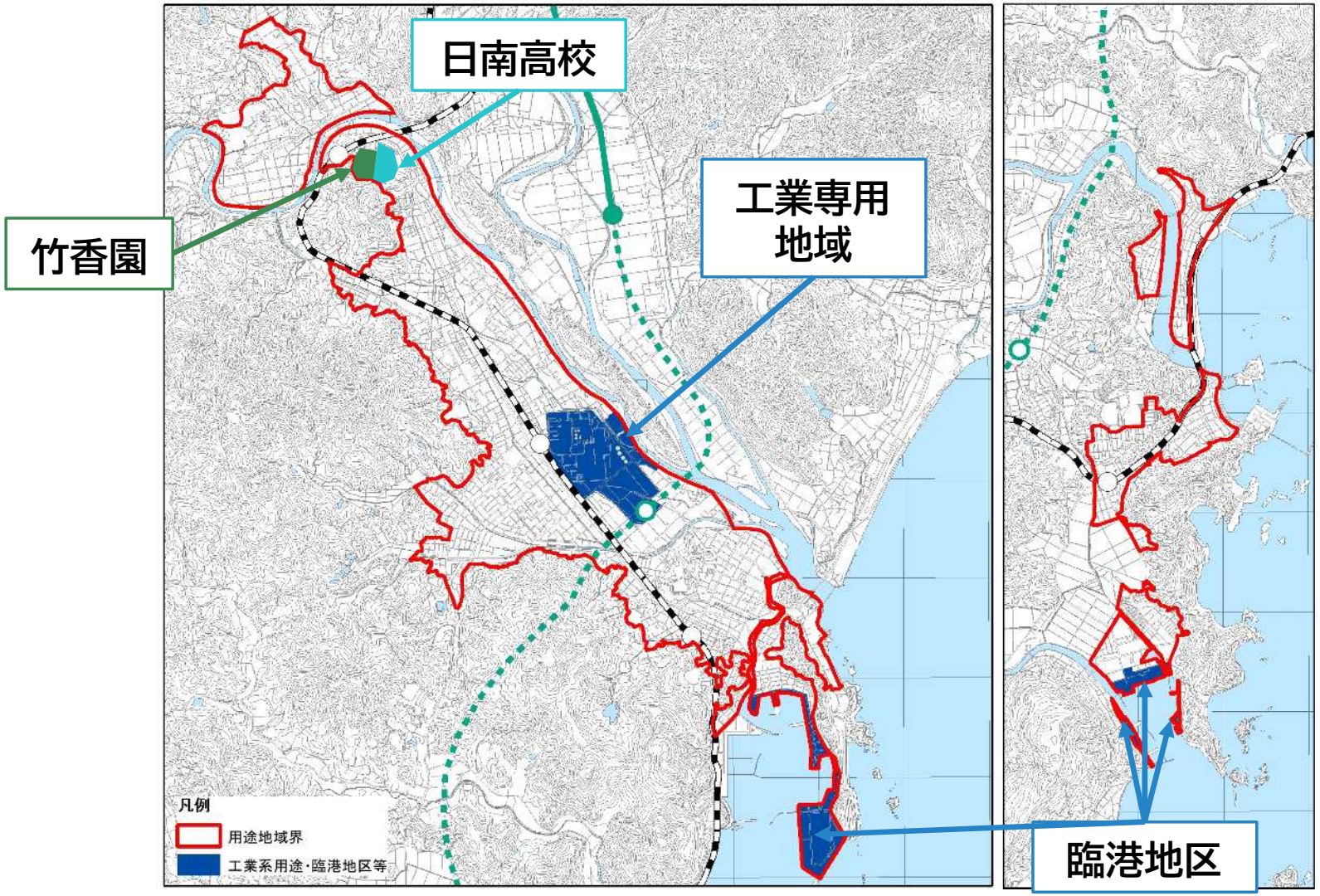

資料：
都市計画基礎調査（宮崎県）

条件②　居住密度の低い区域の除外

・現状で人口密度が20人/ha未満かつ自然的土地利用が大半の区域を除外する。

【人口密度（2020年）】

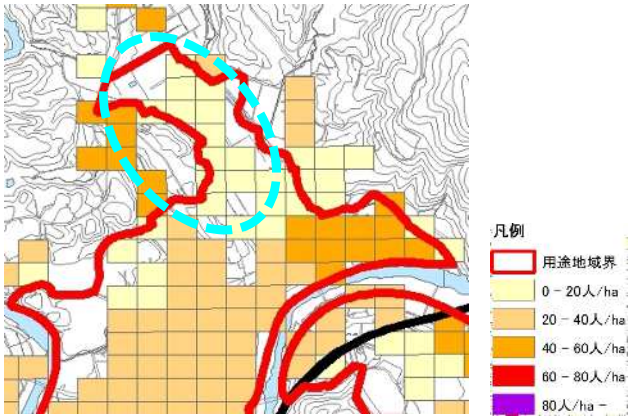

【土地利用現況】

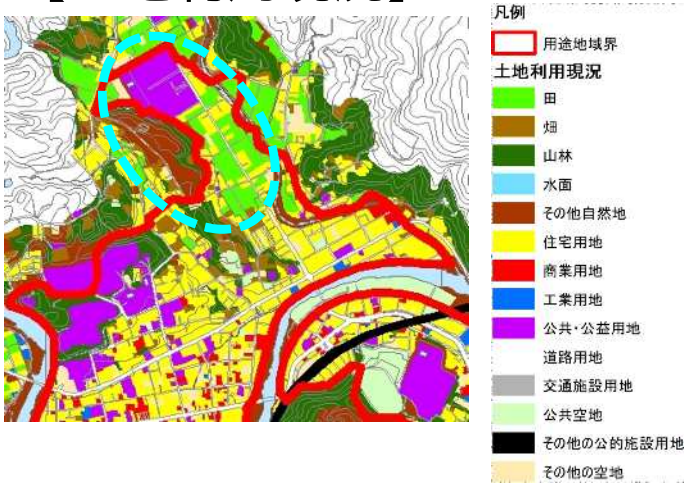

【除外区域】

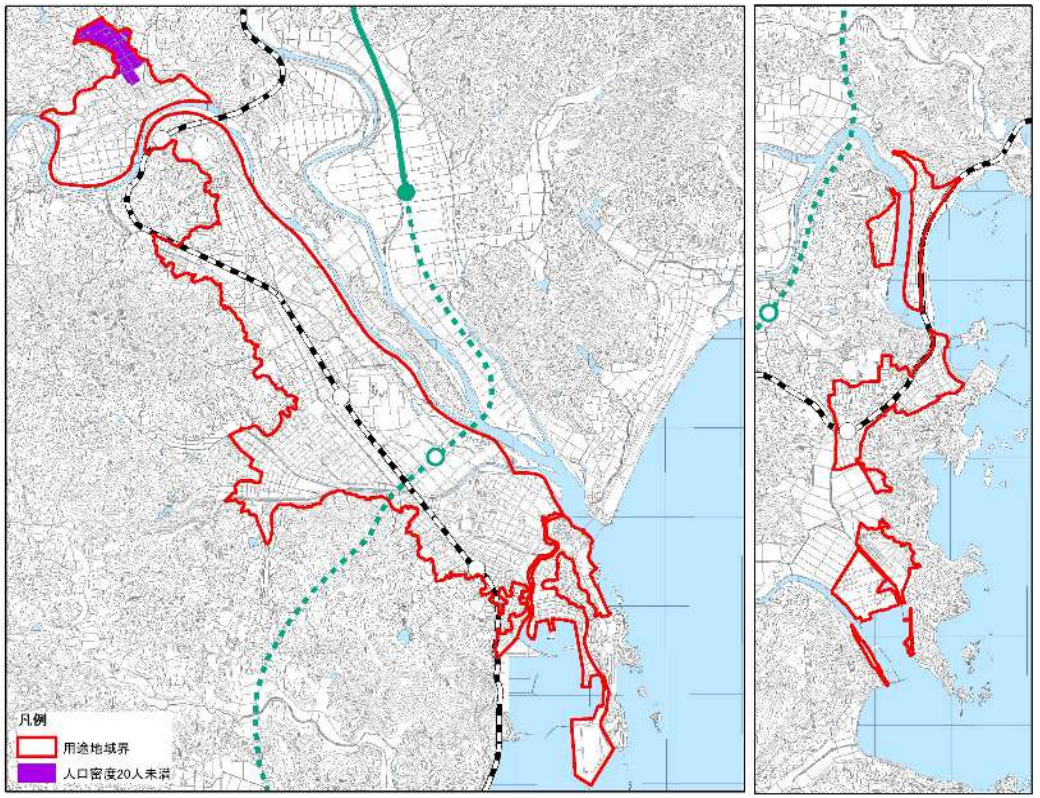

資料：国土数値情報（国土交通省）

※人口密度20人/ha未満
　現状で用途地域内人口メッシュの半数以上が20～40人/haであり、大半が住居系用途地域として都市的生活が営まれている区域であるため、居住誘導区域から除外する人口密度の目安として20人/ha未満とした。

【用途地域内人口密度別メッシュ数】

人口密度	メッシュ数	割合
20人/ha未満	51	7.6%
20～40人/ha	355	52.7%
40～60人/ha	223	33.1%
60～80人/ha	41	6.1%
80人/ha以上	4	0.6%
合計	674	100.0%

条件③　災害リスクの高い区域の除外（土砂災害）

・都市計画運用指針において「定めない区域」とされている土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域を除外する。
・土砂災害警戒区域は、既に市街地にも指定されており、法令でも行為規制がないため防災対策を図りつつ、居住誘導区域に含める。

【土砂災害警戒区域・同特別警戒区域】

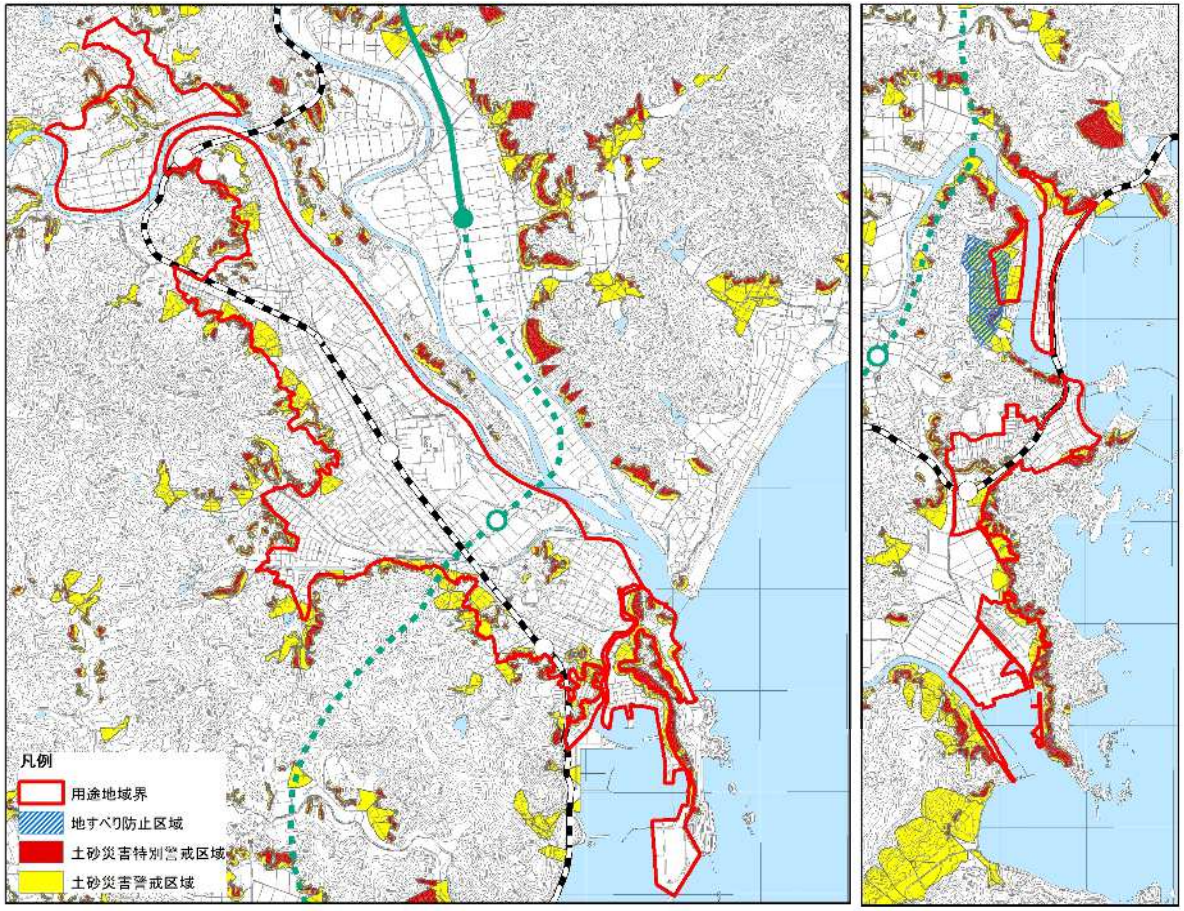

資料：国土数値情報（国土交通省）

条件③　災害リスクの高い区域の除外（洪水浸水）

・洪水浸水は、想定最大規模の場合、災害リスクの高い浸水深３ｍ以上が用途地域内に存在するものの、概ね避難施設の徒歩圏内であり、計画規模の場合は存在しないことから、防災対策を図りつつ居住誘導区域に含める。

【洪水浸水想定区域（想定最大規模　浸水深３ｍ以上）】【洪水浸水想定区域（計画規模　浸水深３ｍ以上）】

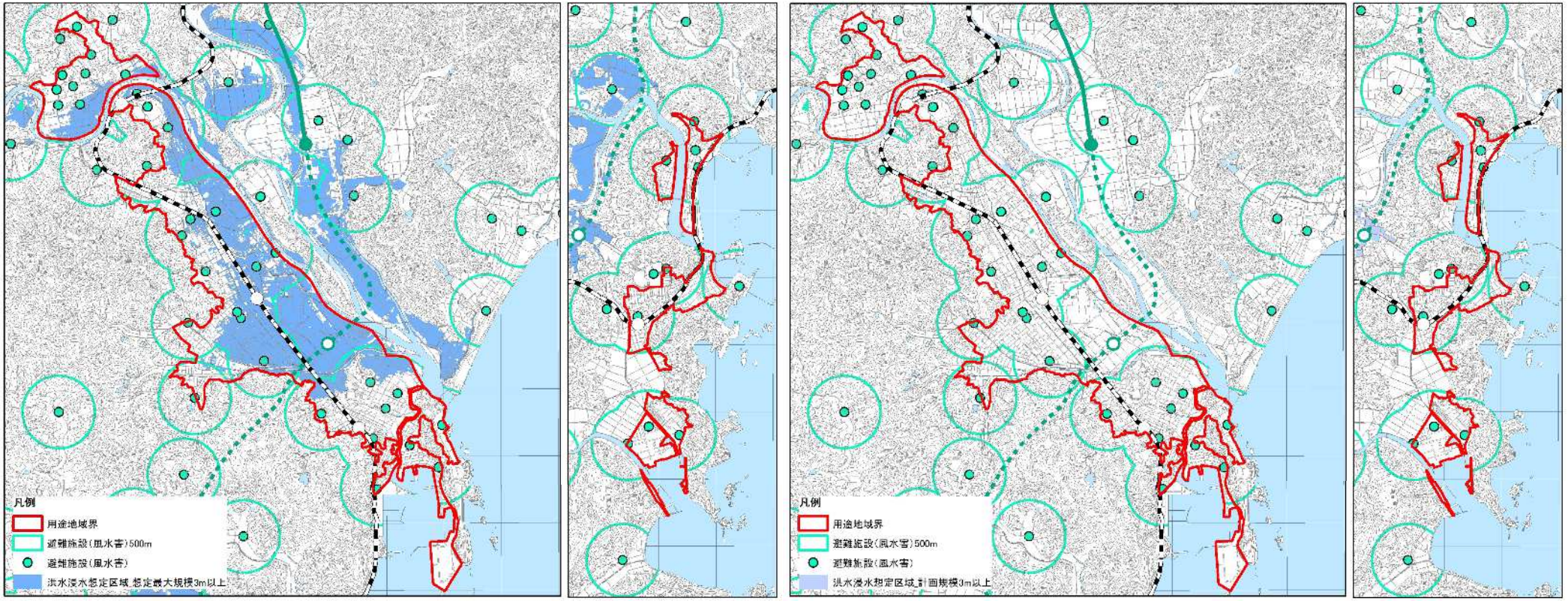

資料：洪水浸水想定区域は国土数値情報（国土交通省）、避難所は日南市地域防災計画

条件③　災害リスクの高い区域の除外（洪水浸水）

【発生頻度】
- 想定最大規模：1000年に１回程度の規模の降雨
- 計画規模　　：100～200年に１回程度の規模の降雨

【浸水深の基準】

災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
浸水深3.0m以上 一般的な２階建の建物で垂直避難が困難であることから、水平避難が必要	浸水深0.5～3.0m未満 垂直避難が困難な１階建の建物では水平避難が必要

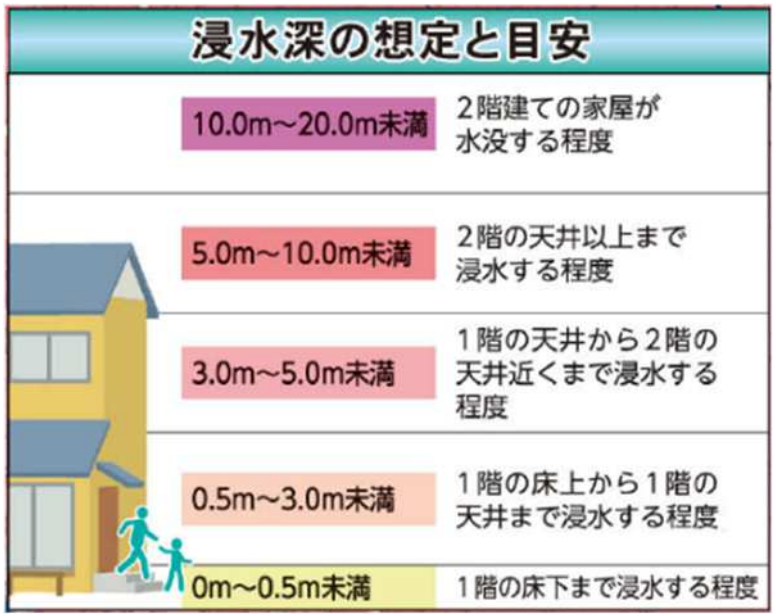

条件③　災害リスクの高い区域の除外（洪水浸水）

・家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流は飫肥地区など市街地でも想定されているが、想定最大規模の発生頻度であることや、被災後も建築物の再建が可能であることから、防災対策を図りつつ居住誘導区域に含める。
・一方、河岸浸食は酒谷川や南郷川沿川に想定されており、浸食により被災後の建築物の再建が難しいことから、居住誘導区域に含めない。

【家屋倒壊等氾濫危険区域】

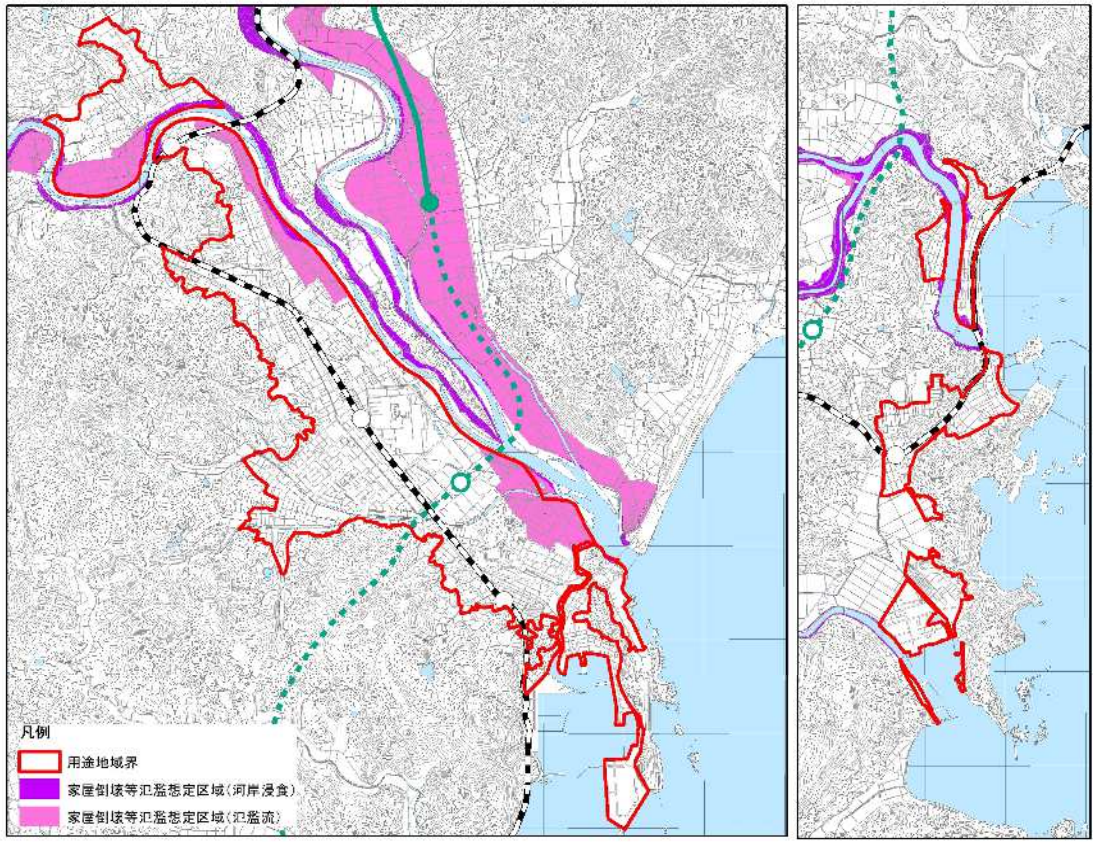

【家屋倒壊等氾濫危険区域の種別】

氾濫流	河岸浸食
河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊の恐れがある区域	洪水時の河岸侵食により、家屋倒壊の恐れがある区域

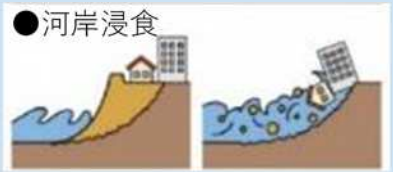

資料：国土数値情報（国土交通省）

条件③　災害リスクの高い区域の除外（津波浸水）

・津波浸水は、災害リスクの高い浸水深２m以上が用途地域内に存在するものの、概ね避難施設の徒歩圏内であることから、津波浸水単独で除外要件とはせず、地区別の状況を総合的に判断して設定する。

【津波浸水想定区域（浸水深２m以上）】

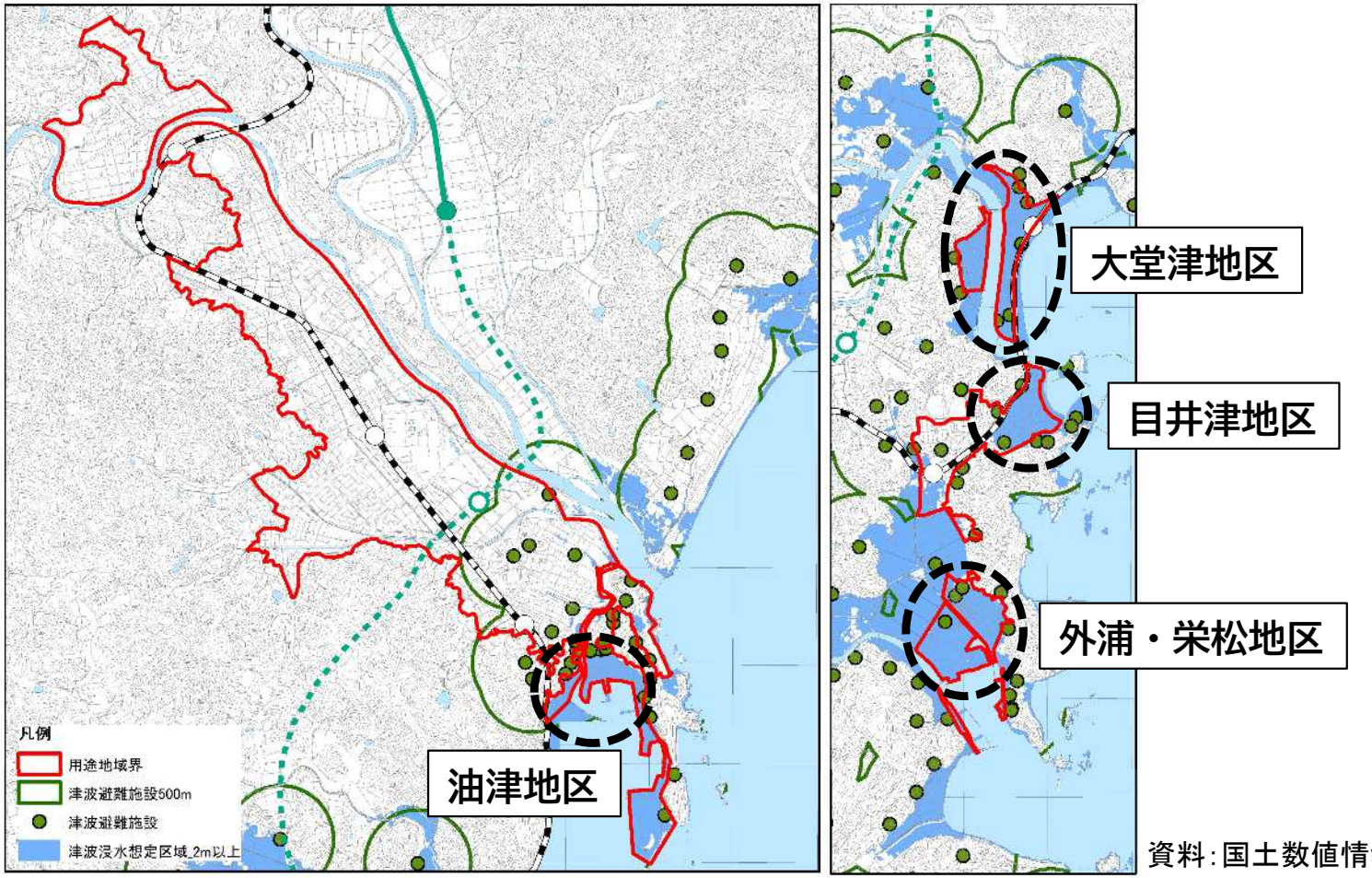

資料：国土数値情報（国土交通省）

条件③　災害リスクの高い区域の除外（津波浸水）

・東日本大震災時の調査結果では、浸水深2m前後で被災状況に大きな差があり、浸水深2m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下する傾向がみられる。

【浸水深に対する建物被害の割合】

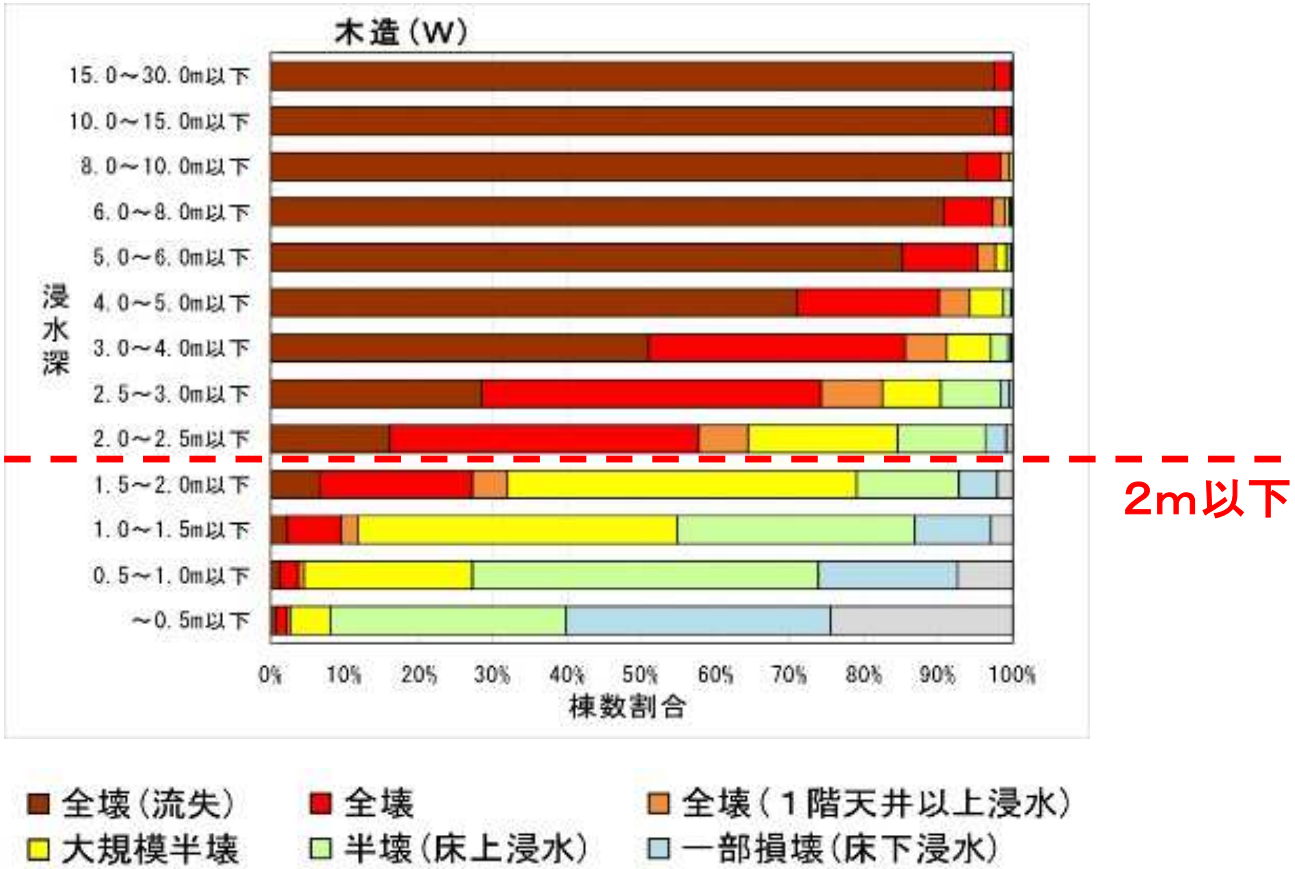

資料：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成24年4月 国土交通省都市局）

条件④　検討対象区域と一体の区域の検討（二の丸、ロイヤルガーデン）

・用途地域内と一体で開発された区域であり、人口密度が高く、商業、医療、高齢者福祉が利用圏内にあるなど、生活利便性が高い区域であることから、居住誘導区域に含める。

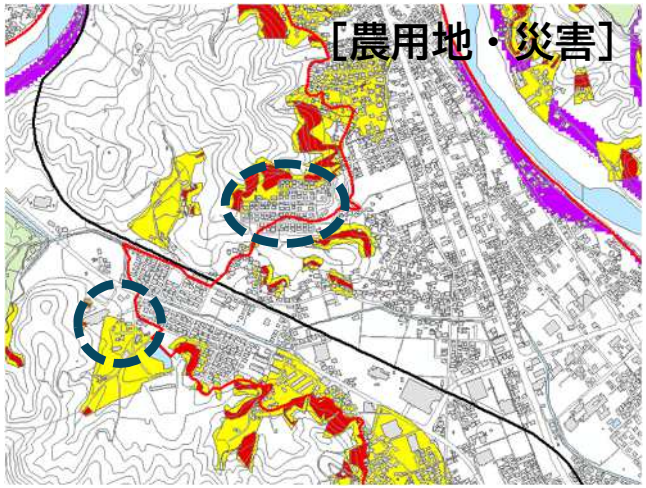

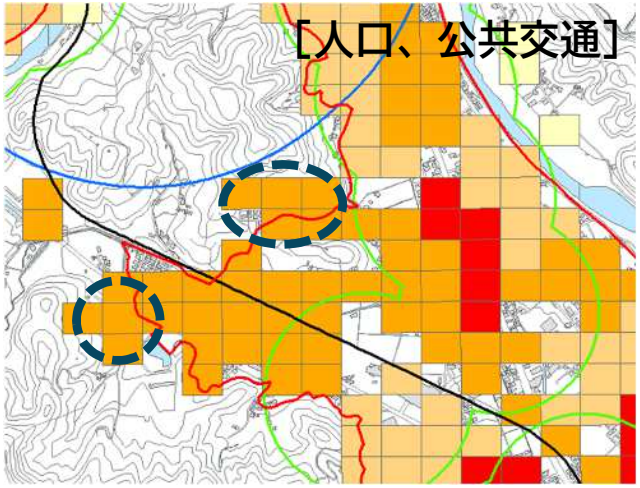

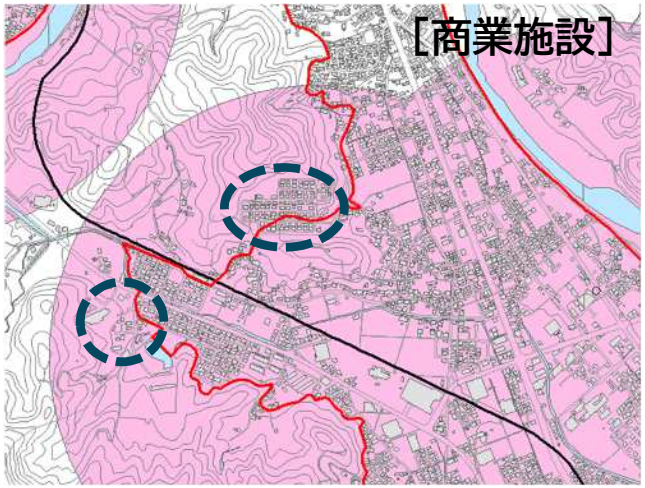

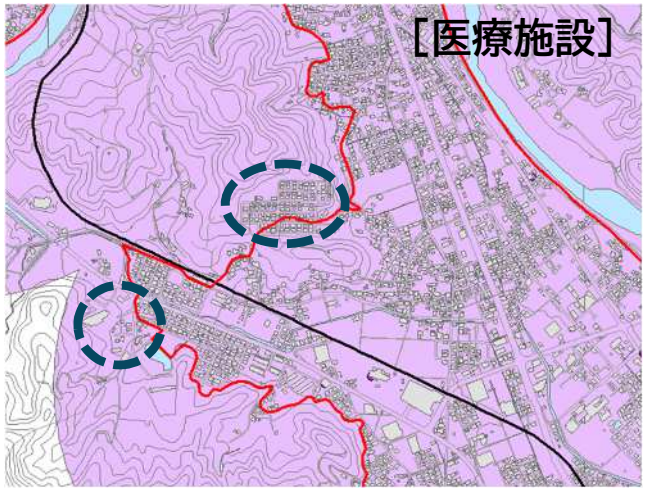

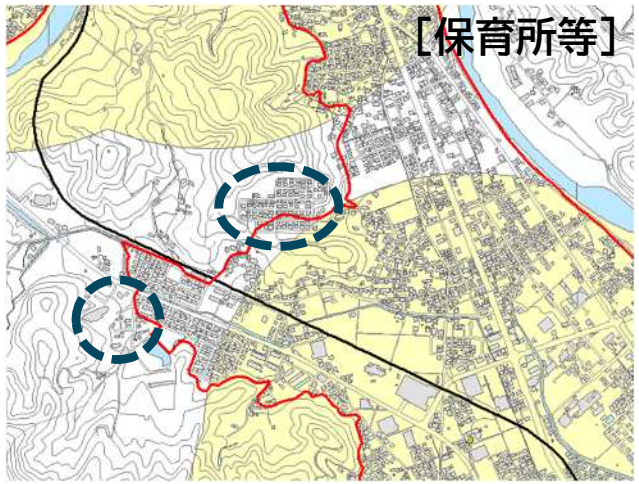

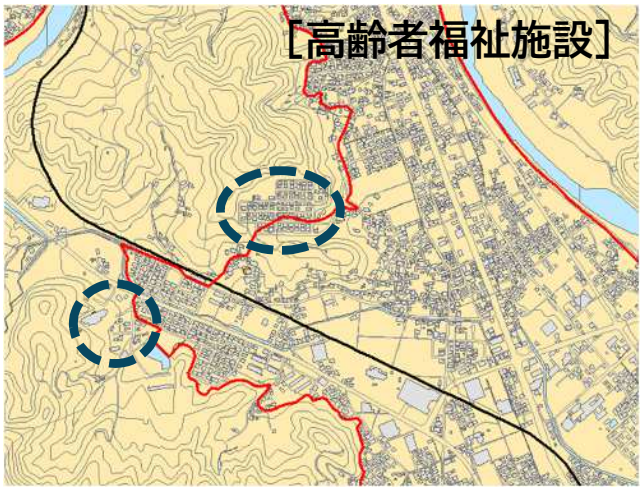

条件④　検討対象区域と一体の区域の検討（乙姫）

・用途地域内と一体的な区域であり、人口密度が高く、公共交通、商業、医療、子育て、高齢者福祉が利用圏内にあるなど、生活利便性が高い区域であることから、居住誘導区域に含める。

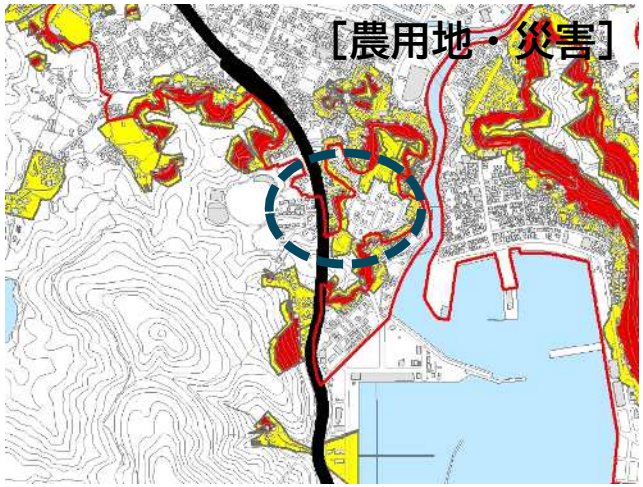

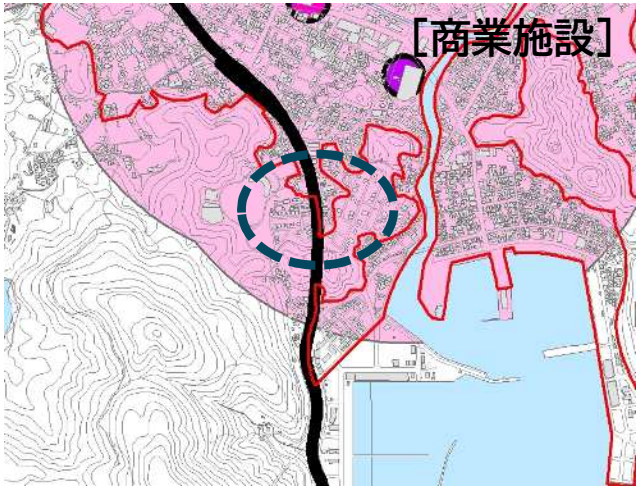

居住誘導区域の設定

・各種条件および庁内意見より、居住誘導区域を以下の通り設定する（878ha）。

【居住誘導区域】

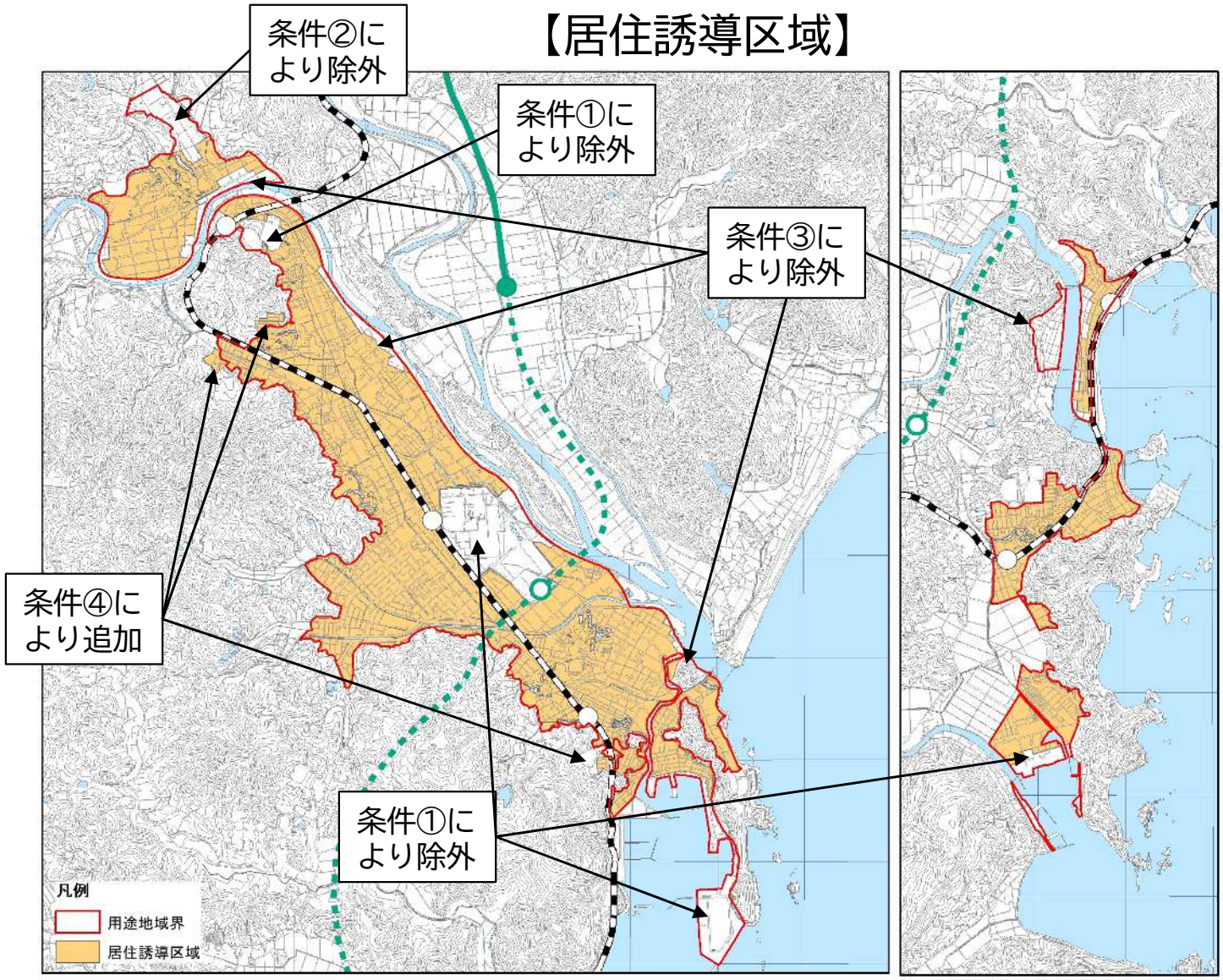

【居住誘導区域人口】

年	人口	人口密度
2020年（現状）	25,575人	29.1人/ha
2045年（将来）	17,755人	20.2人/ha

【設定条件】

条件①　居住の誘導に適さない区域の除外
法令で指定されている工業専用地域、臨港地区、大規模な公園、学校を除外

条件②　居住密度の低い区域の除外
現状・将来で人口密度が20人/ha未満かつ自然的土地利用が大半の区域を除外

条件③　災害リスクの高い区域の除外
災害リスクの高い、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、地すべり防止区域、津波浸水想定区域の一部を除外

条件④　検討対象区域と一体の区域の検討
市街地形成等の状況から検討対象区域と一体の区域を追加

5. 都市機能誘導区域の設定

検討対象区域

・検討対象区域は、前項で設定した居住誘導区域とする。

【居住誘導区域】

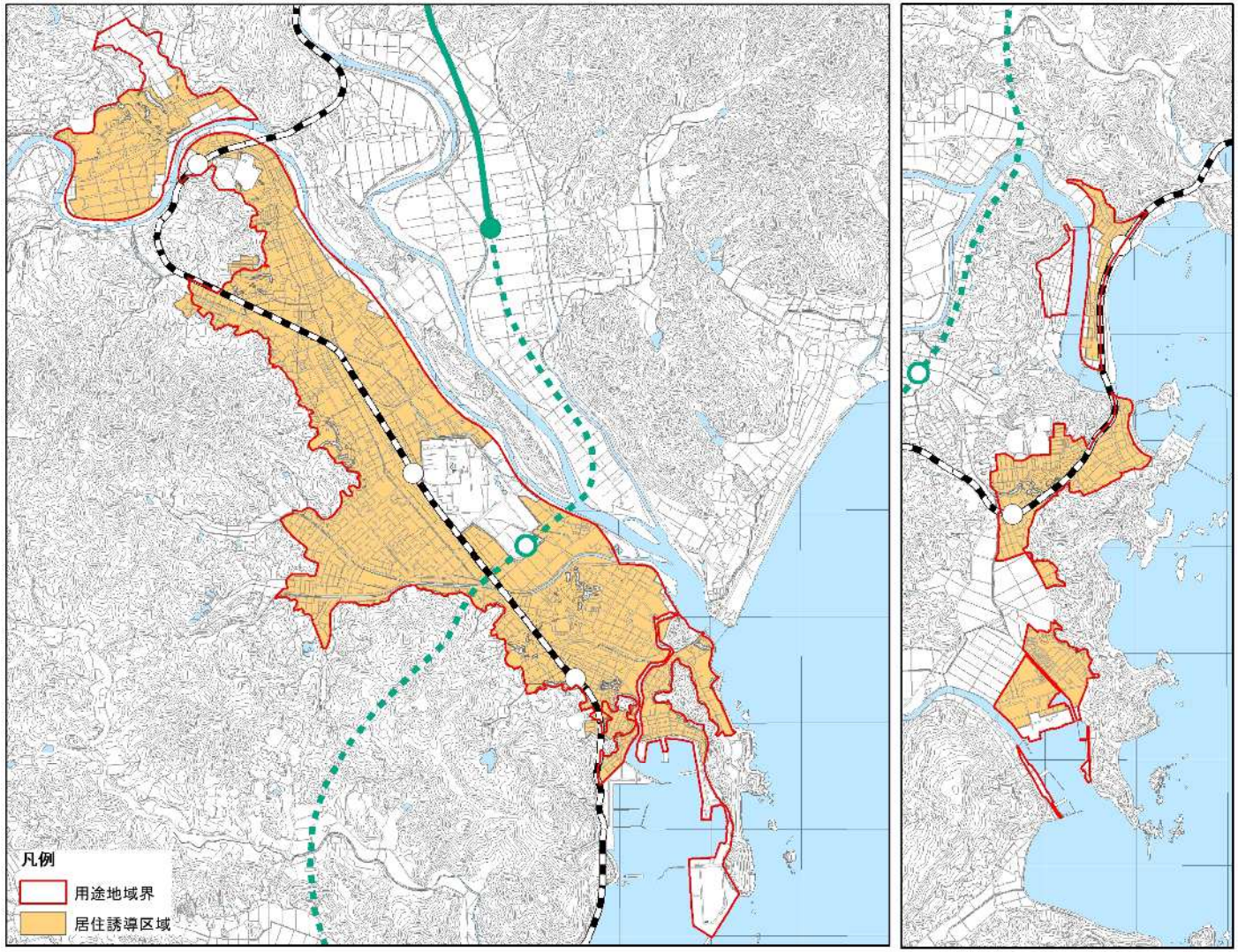

都市機能誘導区域の設定フロー

・まちづくり目標に掲げた「拠点地域への都市機能の誘導」を実現するため、居住誘導区域の中から、以下の条件で都市機能誘導区域を設定。

検討対象区域（居住誘導区域）

↓

条件①　将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域
- 中心拠点、地域生活拠点
- 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域※

↓

条件②　公共交通で到達可能な区域

鉄道駅及びバス停の徒歩圏の区域を抽出する。
- 鉄道駅より半径800m、バス停より半径300m

↓

条件③　都市機能等の立地のない区域を除外

現況土地利用において都市機能等の立地のない区域を除外。

↓

条件④　都市機能等が立地している区域を追加

現況土地利用において都市機能等が立地している区域を追加。

↓

都市機能誘導区域

※工業地域は工業用地利用のされていない箇所のみを対象とする

条件①　将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域

・将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域として、以下を抽出する。
–中心拠点（日南駅・油津駅周辺）、地域生活拠点（飫肥駅周辺、大堂津駅周辺、南郷駅周辺）
–近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

【将来都市構造図】

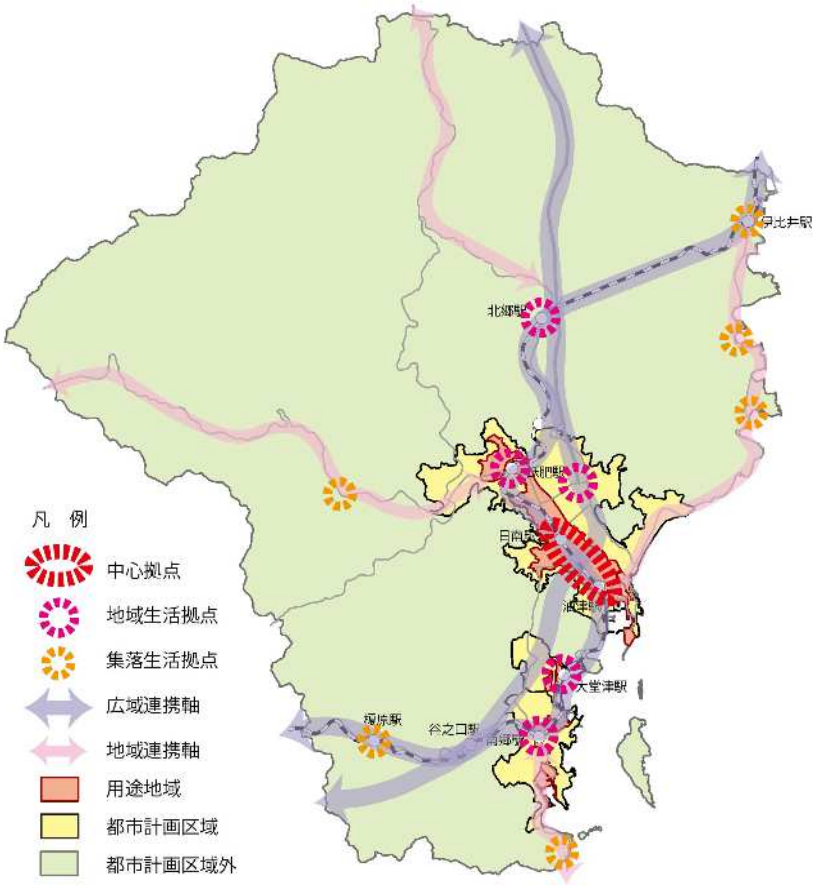

【用途地域】

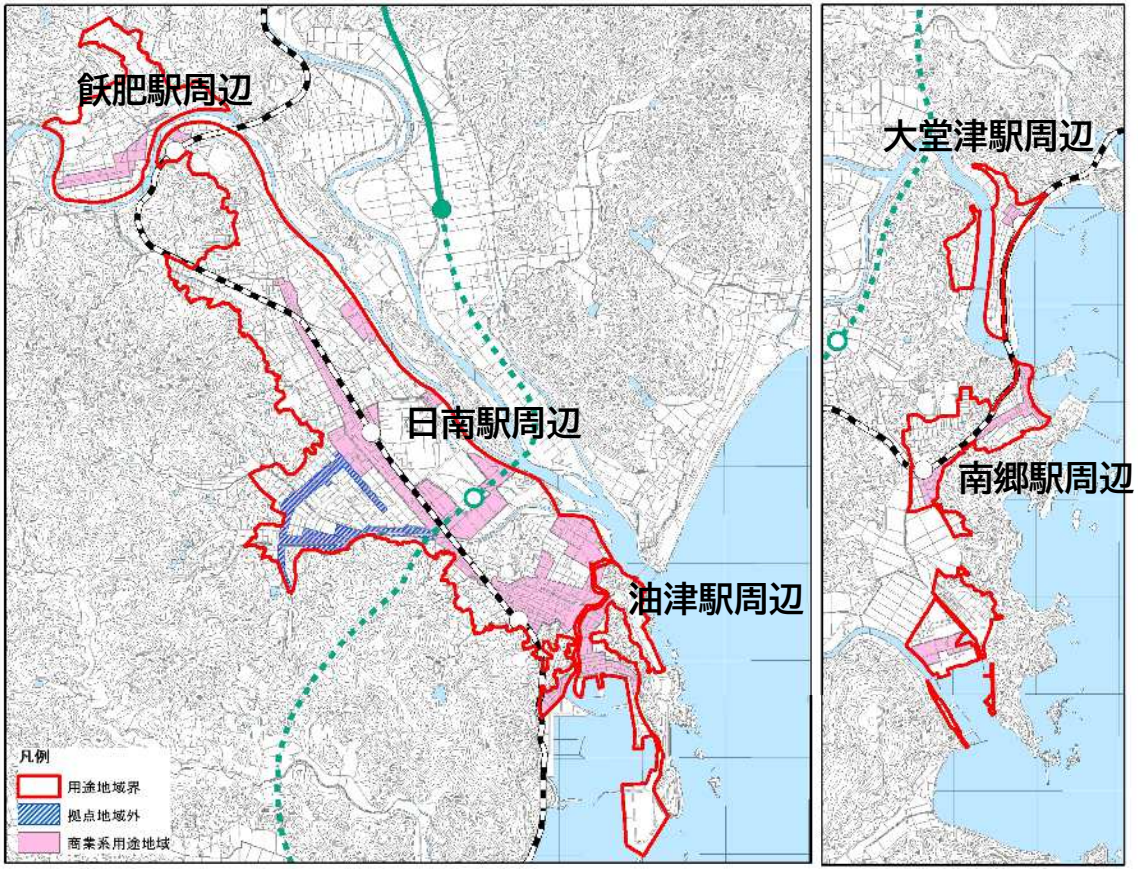

条件②　公共交通で到達可能な区域

・商業系用途地域のうち、公共交通で到達可能な区域（鉄道駅より半径800m、バス停より半径300m）を抽出する。

【商業系用途地域と公共交通利用圏】

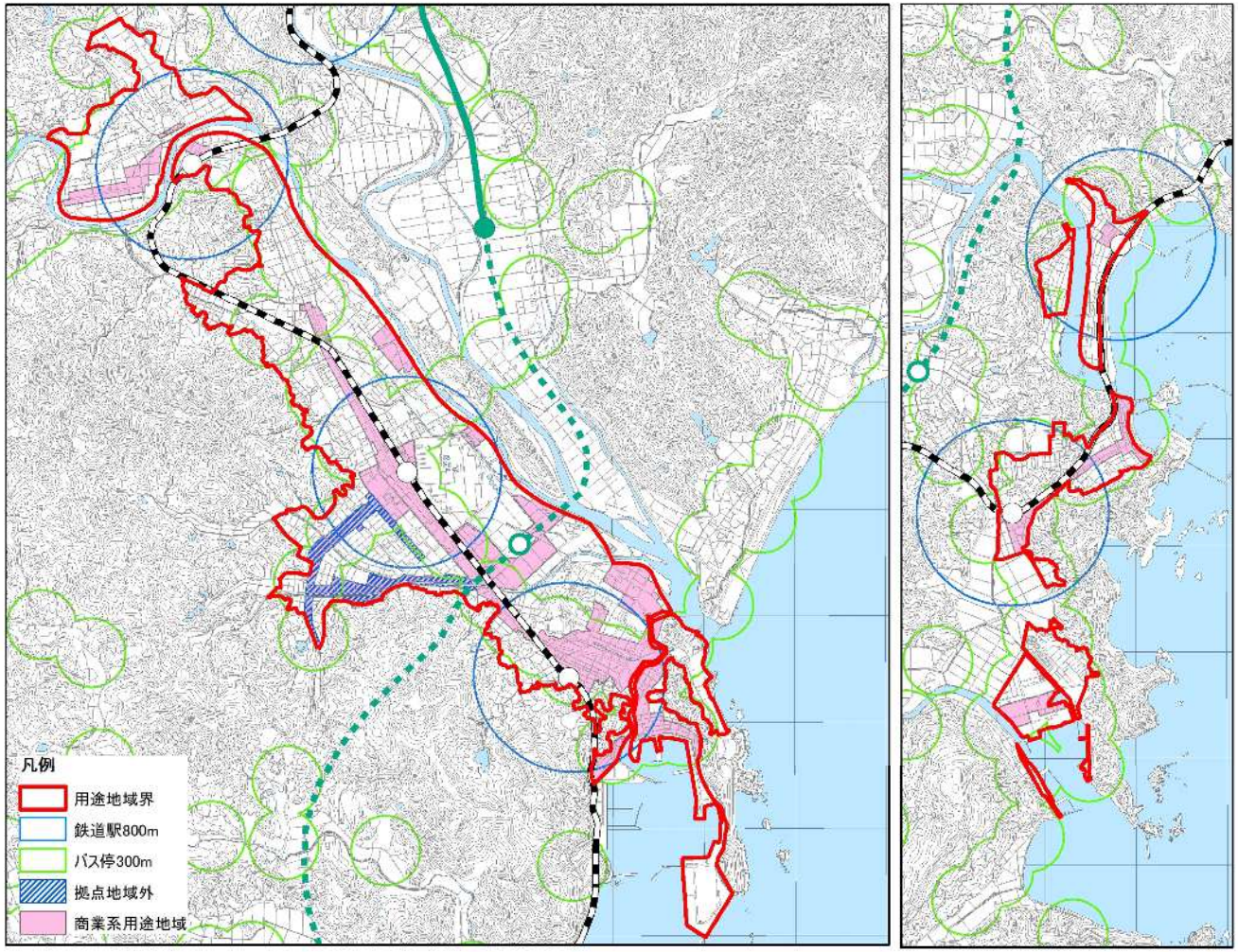

資料：国土数値情報（国土交通省）

条件③　現況土地利用による除外

・現況土地利用において、商業施設など都市機能の立地の少ない区域を除外する。

【除外区域】

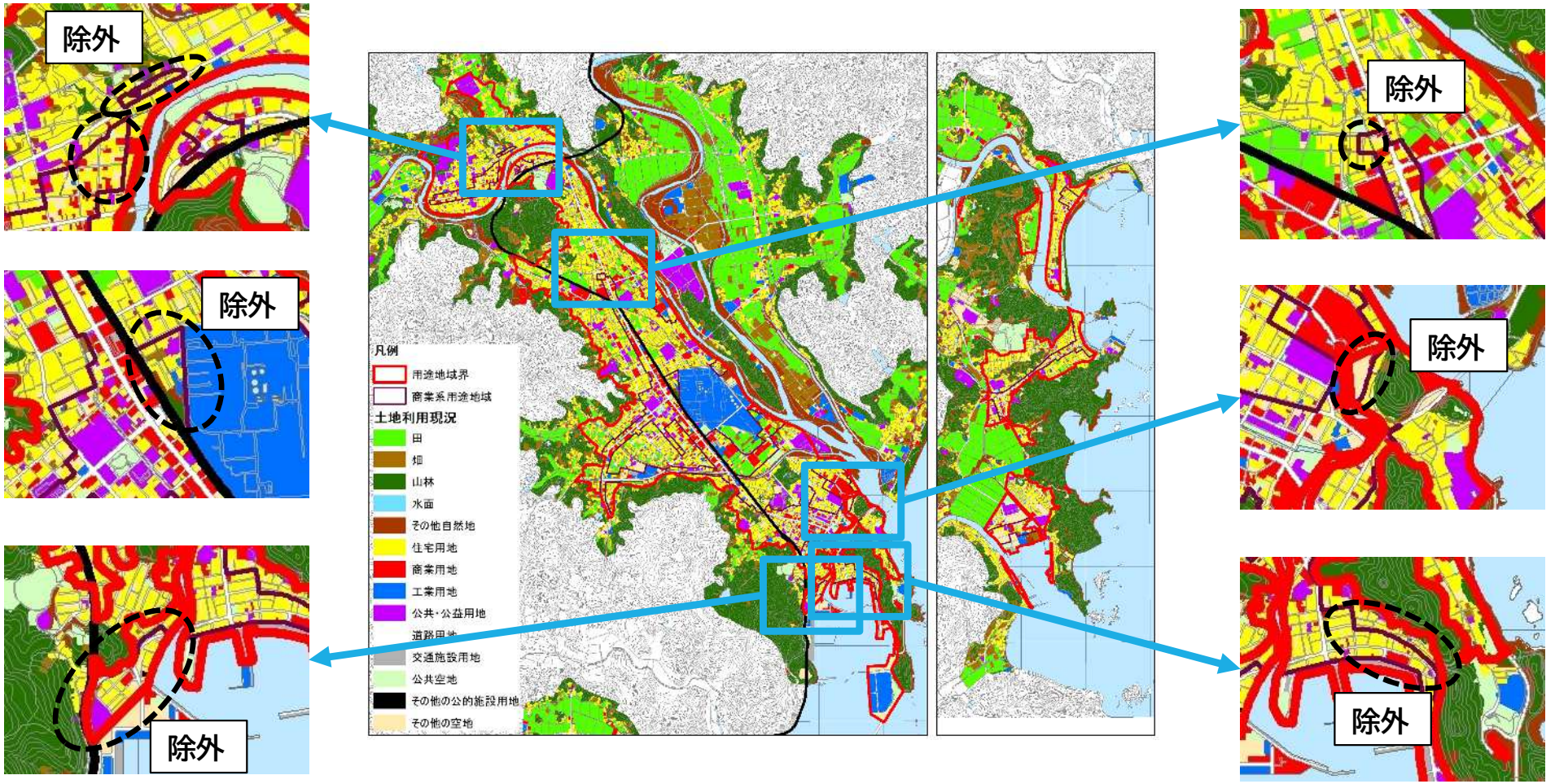

資料：都市計画基礎調査

条件④　現況土地利用による追加

・現況土地利用において、商業施設など都市機能が立地している区域を追加する。

【追加区域】

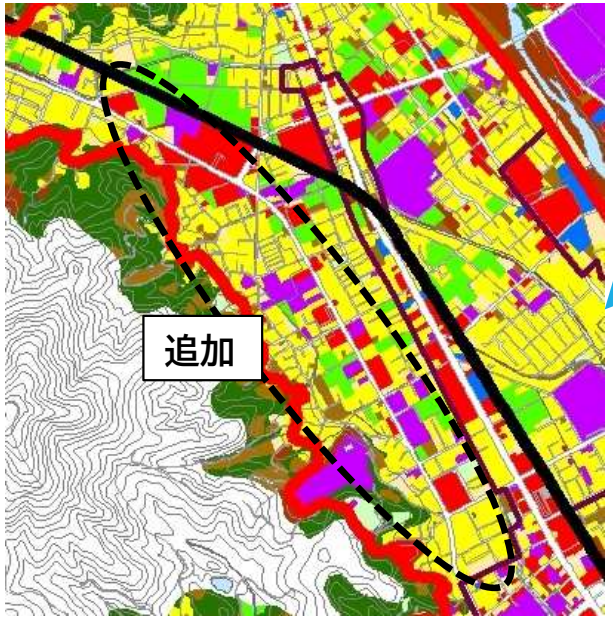

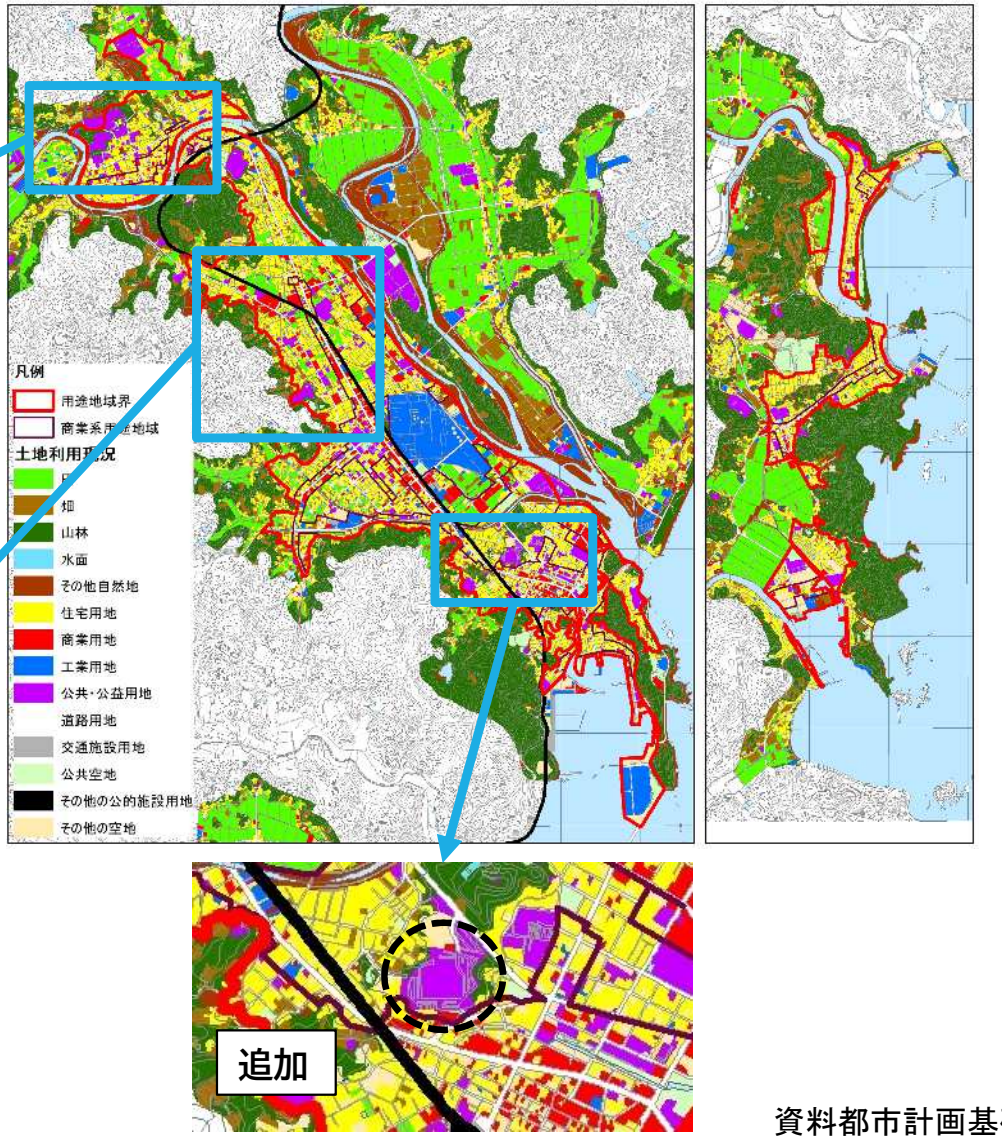

資料都市計画基礎調査

都市機能誘導区域の設定

・前述の条件より抽出した都市機能誘導区域は以下の通り（207ha）

【都市機能誘導区域】

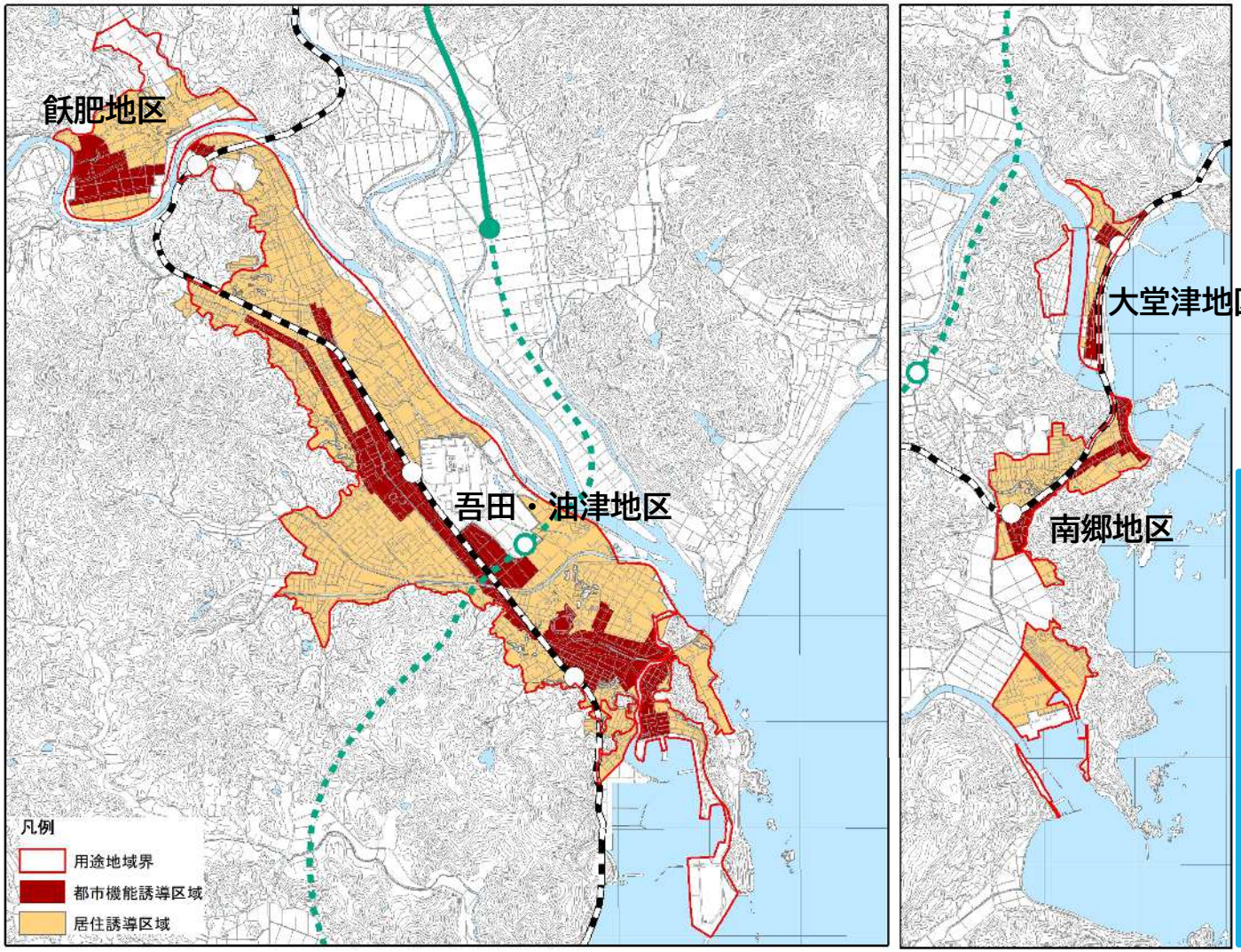

【都市機能誘導区域人口】

年	人口	人口密度
2020年（現状）	5,316人	25.7人/ha
2045年（将来）	3,472人	16.8人/ha

【設定条件】

条件① 将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域
中心拠点、地域生活拠点、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（工業利用以外）

条件② 公共交通で到達可能な区域
鉄道駅より半径800m、バス停より半径300m

条件③ 都市機能等の立地のない区域を除外
現況土地利用において都市機能等の立地のない区域を除外

条件④ 都市機能等が立地している区域を追加
現況土地利用において都市機能等が立地している区域を追加

都市機能誘導区域の設定

・各都市機能誘導区域の考え方と誘導すべき機能は以下の通り。

【各都市機能誘導区域の考え方と誘導すべき機能】

区域名	位置付け	区域の考え方	誘導すべき機能
吾田・油津地区	中心拠点	・多様な都市機能が集積し、様々な都市活動が展開され、市民のための生活利便性が最も高い地区。 ・様々な交流の展開が可能な都市の中枢機能を担う地区。 ・市全域から公共交通により到達ができる。	商業・観光機能 医療・福祉機能 文化・集い機能 行政機能
飫肥地区	地域生活拠点	・日常生活に必要な商業、医療・福祉などの各都市機能が複数整った拠点。 ・文化・交流などの機能も持つ。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	商業・観光機能 医療・福祉機能 文化・集い機能
大堂津地区	地域生活拠点	・日常生活に必要な商業、医療・福祉などの各都市機能が複数整った拠点。 ・広域的な医療機能も持つ。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	商業・観光機能 医療・福祉機能
南郷地区	地域生活拠点	・日常生活に必要な商業、医療・福祉などの各都市機能が複数整った拠点。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	商業・観光機能 医療・福祉機能 行政機能

6. 誘導施設の設定

誘導施設とは

・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。
・誘導施設が無い場合、都市機能誘導区域は設定できない。
・区域外で誘導施設の新築・改築や開発行為を行う場合は届出が必要※。
・既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる。

【対象施設の例】

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ｻｰﾋﾞｽの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

88

※誘導施設を休止又は、廃止しようとする場合には市町村長への届出が義務付けられている

資料：国土交通省

誘導施設の設定

・市全域をサービス圏とする施設、施設立地状況、作業部会意見を踏まえ、大規模小売店舗、オフィス、救急告示病院、子育て支援センター、地域包括支援センター、文化センター、資料館、市役所本庁舎・総合支所を誘導施設とする。

機能	施設	考え方	誘導施設
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	スーパーマーケット	市全体に広く分布し、市民が日常的に買い物等を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	銀行等	コンビニエンスストアやＡＴＭといった金融機能を有する機能があることから誘導施設に位置付けない。	
	オフィス（情報サービス）	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●
教育関連機能	小学校・中学校	市内に点在し、児童・生徒が日常的に通学を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
医療・福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	病院	一部が用途地域外に立地し、用途地域内への建替えの余地が少ないため誘導施設に位置付けない。	
	診療所	市全体に広く分布し、市民の身近な医療機関となる施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	子育て支援センター（併設施設を除く）	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●
	保育所・幼稚園	市全体に広く分布し、市民が日常的に通園や相談を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	児童館		
	老人福祉センター	高齢者の健康増進等を担う施設だが、令和8年度に廃止予定のため誘導施設には位置付けない。	
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●
	通所施設・訪問施設	市全体に広く分布し、市民が日常的に通所や相談等を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
文化・集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	公民館	地域のコミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域単位でのサービス提供が望まれる施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	図書館		
	資料館	飫肥や油津の歴史資源であり、伝統文化の継承と観光交流を推進する施設として位置づける。	●
行政・その他公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	出張所	都市計画区域外も含めて、市内各所の地域生活の拠点であることから、誘導施設に位置付けない	

誘導施設の設定

・中心拠点、地域生活拠点の役割および現状の立地状況に基づき、区域別の誘導施設を以下の通り設定する。

機能	施設	考え方	中心拠点	地域生活拠点		
			吾田・油津	飫肥	大堂津	南郷
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●（1,000㎡以上）	●（500㎡以上）	●（500㎡以上）	●（500㎡以上）
	オフィス（情報サービス）	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●	●	●	●
	資料館	飫肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
医療・福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●		●	
	子育て支援センター（併設施設を除く）	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●			
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●	●		●
文化・集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	資料館（再掲）	飫肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
行政・その他公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。				●

※大規模小売店舗の例：1,000㎡以上 コープ日南店、500～1,000㎡ スーパーとむら飫肥店

都市計画区域外の拠点の考え方

・都市マスでは、都市計画区域外にも地域生活拠点、集落生活拠点が設定されており、都市計画区域外でも日常生活に必要な各種都市機能を誘導する。
・特に北郷駅周辺は、都市計画区域内の各拠点と同じく地域生活の中心となる地区のため、現状の立地状況も踏まえ、具体的に誘導すべき施設を示す。

【都市計画区域外の拠点とその考え方】

種別	拠点の考え方	地区名等
地域生活拠点	・日常生活に必要な商業、医療・福祉、文化・交流などの各都市機能が複数整った拠点。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	北郷駅周辺
集落生活拠点	・比較的多くの住民が暮らす集落を対象に、日常生活の機能の維持を優先した地域コミュニティの拠点。 ・近隣から公共交通により到達ができる。	伊比井、宮浦、鵜戸、酒谷、榎原、夫婦浦

【北郷駅周辺における誘導施設】

機能	施設
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗（500㎡以上）
	オフィス（情報サービス）
医療・福祉機能	地域包括支援センター
行政・その他公共機能	総合支所

7. 誘導施策

誘導施策の設定方針

・まちづくりの目標である「市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現」を達成するため、立地の適正化に関する基本的な方針に沿って誘導施策を設定する（防災施策は防災指針に記載）。

立地の適正化に関する基本的な方針	施策・誘導方針	
（都市機能） 市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導	・都市機能の誘導による生活利便性の確保 ・観光交流機能の充実による地域の活性化	誘導施策
（居住） 都市と集落の持続的発展のための居住の誘導	・居住の誘導による持続可能な都市構造の構築 ・空き家、空き地など既存ストックの有効活用 ・既存集落地域の生活環境の維持	誘導施策
（公共交通） 日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持	・幹線的な公共交通の維持 ・身近な移動手段の確保と利便性向上	誘導施策
（防災） 災害リスクを考慮した市街地の安全対策	・より安全な地域への居住の誘導 ・総合的な防災施策の推進	防災指針

誘導施策(都市機能)

(都市機能)

誘導方針	施策
都市機能の誘導による生活利便性の確保	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による都市機能の誘導
	・旧南郷町総合支所跡地利活用事業(南郷町地域振興センターや関係団体が入る庁舎棟整備)
	・市内の生涯学習・社会教育施設や文化施設の適切な維持に向けた、機能の見直しや長寿命化、維持管理方法などの検討
	・災害医療関係機関である、災害拠点病院や医師会などとの相互連携の強化 ・国や県の地域医療構想等を踏まえた医療圏における公立病院(中部病院・県立日南病院)が担うべき機能や役割の明確化・最適化による連携の強化
	・介護人材の確保による介護現場及び地域包括ケアシステムの維持
	・子育て世代の包括的な支援を実施する拠点の充実
観光交流機能の充実による地域の活性化	(既存資源の魅力向上) ・歴史や自然、神話等の学び・体験プログラムの充実 ・スポーツ関連合宿の誘致や滞在プログラムの充実 ・日南市のなりわい、商店・商店街の魅力発信 ・宿泊施設、交通機関等の観光関連施設におけるプログラム開発
	(地域の魅力を最大限に引き出す観光ゾーニング) ・各観光ゾーンにおける拠点の整備と連携体制の構築 ・地域巡りルートに対応した案内サインの充実 ・高速道路開通を視野に入れたモデルルートの提案
	(油津地区の歴史・文化資源の利活用) ・水辺利活用事業(花峯橋の復原整備、花峯橋を活用したイベント企画、体験型観光メニューの創設、水辺を活用した周遊戦略　等) ・油津歴史資料館整備(油津別館の有効活用、交流・飲食スペース整備、歴史資料等の収集・製作、展示　等)
	(飫肥地区の歴史的町並み保全と活用) ・日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区保存事業 ・飫肥地区景観計画に基づく民家修景事業 ・古民家活用事業
	(クルーズ船受入環境整備とおもてなし事業) ・高校生によるおもてなし、地域体験型ツアー、クルーズ船周辺でのおもてなし
	(大島プロジェクトによる観光交流人口の増加)

誘導施策（居住、公共交通）

（居住）

誘導方針	施策
居住の誘導による持続可能な都市構造の構築	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による居住の誘導
	・旧南郷町総合支所跡地利活用事業（市営住宅２棟整備）
	・まちづくり等と連携した良好な居住環境を提供する公営住宅の整備 ・日南市公営住宅等長寿命化計画の見直しによる集約建替や用途廃止等の推進
	・油津IC開通後のまちづくりや東郷IC周辺の工業団地整備
	（移住支援金補助制度） ・宮崎県外から日南市へ移住して、「ふるさと宮崎人材バンク」（注釈）に求人情報を掲載している法人等に就業等をされた方に、最大200万円が支給される制度
空き家、空き地など既存ストックの有効活用	・特定空き家等対策の推進による良好な住環境の保全
既存集落地域の生活環境の維持	・移住者の受入支援による、ＵＩＪターンの促進 ・地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大

（公共交通）

誘導方針	施策
幹線的な公共交通の維持	・公共交通体系の継続的な見直しによる利便性向上 ・交通事業者と連携した運転士確保による公共交通体系の維持 ・交通事業者や様々な団体と連携した公共交通の利用促進
身近な移動手段の確保と利便性向上	・輸送資源の総動員による移動手段確保への取組の推進
公共交通の充実	・市民の生活実態に合わせた公共交通網の再構築 ・誰もが利用しやすい公共交通空間（待合室・案内表示等）の整備 ・公共交通利用者の増加に向けた利用促進策の実施 ・観光推進に寄与する公共交通の構築検討

8. 防災指針

課題整理

ハザード		分析結果
洪水	洪水（計画規模）	・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・風水害避難施設が0～3mの浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
	洪水（想定最大規模）	・市役所、総合支所・支所が浸水深3m以上の区域に立地しており、洪水時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、3m以上の浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・風水害避難施設が3m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
	家屋倒壊等氾濫想定区域	・医療施設、高齢者福祉施設とも、区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。
内水	内水浸水想定区域	・市役所が浸水想定区域内に立地しており、内水時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、内水時の要配慮者の避難対策が求められる。
高潮	高潮浸水想定区域	・総合支所・支所が浸水想定区域内に立地しており、高潮時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、高潮時の要配慮者の避難対策が求められる。
津波	津波浸水想定区域	・総合支所・支所、市民サービスコーナーが浸水想定区域内に立地しており、津波時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、2m以上の浸水想定区域内に立地しており、津波時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・津波避難施設が2m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
土砂災害	土砂災害警戒区域	・土砂災害特別警戒区域内に医療施設、高齢者福祉施設とも立地していない。

・公共施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能できるような対策が必要である。

・医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時の要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導が求められる。

・避難施設は、洪水、津波浸水想定区域内に多数立地しており、避難機能の確保と適切な誘導が求められる。

防災まちづくりの将来像・取組方針

・用途地域内に、洪水（想定最大規模）３m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、津波（想定最大規模）２m以上の区域の災害リスクの高い区域が存在。一方で、風水害及び津波避難施設が上記区域内に整備されている。

・公共施設、医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能や要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導等が求められる。

・上記状況から、区域除外等のリスク回避を行いつつも、適切な避難誘導等のリスク低減策の推進が求められる。

（将来像）

災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

（取組方針）

災害リスクの回避

・災害リスクの低い区域への居住の誘導
・築堤及び掘削などの河川改修。
・港湾の地震・津波対策
・海岸の護岸整備

など

災害リスクの低減

・総合的な治水対策
・避難施設の整備、津波避難場所の確保
・ハザードマップ等の作成
・要配慮者対策の推進
・緊急輸送等のための交通インフラの確保　など

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
回避	洪水	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による災害リスクの低い区域への居住の誘導。	市	→	→	→
		（広渡川、酒谷川の河川改修） ・広渡川本川の広渡橋から郷之原井堰までの区間並びに酒谷川の広渡川合流点からＪＲ鉄道橋までの区間、戸高川の酒谷川合流点から放水路分岐までの区間，その他支川（益安川、福谷川、内之野川、恵良川、赤岩川、谷之城川、猪八重川）の広渡川本川の水位の影響を受ける区間については、設定した規模の洪水に対して家屋の浸水を防止するため、築堤及び掘削を実施する。	県	→	→	
	津波	（港湾の地震・津波対策） ・L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策が必要な港湾施設の整備を要望していく。	県	→	→	
		（細田川の高潮、地震・津波対策） ・細田川における南海トラフを震源とした地震及びレベル１津波対策は、津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状化対策などのうち、効果の高いものについて実施する。また、津波対策と高潮対策を総合的に検討し、必要な対策を実施する。	県	→	→	
		（油津港海岸の護岸整備） ・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（油津漁港海岸の護岸（水門等）整備） ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を図り、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（目井津漁港海岸の護岸整備） ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（外浦港海岸の護岸整備） ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
		（外浦地区海岸の護岸（水門等）の改良） ・水門等の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県	→	→	
	土砂	・土砂災害防止法第26条に基づく「移転等の勧告」を活用する。	県・市	→	→	→

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	土砂	（土砂災害危険箇所対策） ・発災時に避難が円滑に行われるように、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、ハザードマップを随時見直す。 ・土砂災害対策については、主要道路及び住宅密集地、要配慮者施設など優先的に整備を推進する。 ・土砂災害対策事業を推進する（急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等）。	県・市	→		
	洪水	（総合的な治水対策） ・２級河川の整備については、これまで通り、日南市県道河川整備促進既成同盟会により、行政及び市民が一体となって県に整備促進を要望していく。 ・市が管理する普通河川については、自治会等の要望等を踏まえ、土砂掘削など適切な維持管理を図っていくとともに、簡易な維持管理については、周辺住民が行えるような仕組みづくりを検討していく。	県・市・市民	→		
		（特定都市河川（戸高川流域）） ・戸高川流域内において雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には、宮崎県知事の許可が必要。 ・許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策（透水性舗装、浸透ますなど）が必要。	県・事業者	→		
		（流域治水とグリーンインフラの連携） ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラを取り入れた流域治水に取り組んでいく。 ・流域の風土・歴史・文化を踏まえて、河川の有する多様な機能を十分に発揮し、災害発生の防止、河川の利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備・保全により、グリーンインフラの取組みを推進する。	県	→		→
	津波	（避難施設の整備、津波避難場所の確保） ・津波避難計画に基づき 避難場所、避難路の整備に加え、民間施設を避難場所に指定することで、避難困難地域の解消を図る。	市	→		
	地震	（木造住宅等の耐震化等） ・耐震性が不足していると見込まれる住宅の約９５％を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による安全対策を促進する。また、ブロック塀等についても同様の安全対策を推進する。	市	→		

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	地震	（市営住宅の震災対策） ・市営住宅は、新耐震基準以前に建設されたものが多く、老朽化が進んでいることから、耐震性の確保や長寿命化を推進する必要があり、災害に強いまちづくりを進めるために、公営住宅等整備事業 、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。	市	→		
		（学校施設の震災対策） ・学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設（体育館を含む）のトイレの洋式化についても整備を進めていく。	市	→		
		（上水道施設等の耐震化） ・被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震･津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。	市	→		
		（下水道施設の災害対策） ・下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、 耐水 対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道ＢＣＰに基づく防災訓練の実施を促進する。	市	→		
		（安全快適な街作り（無電柱化）） ・生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	市	→		
	共通	（ハザードマップ等の作成） ・現行の津波浸水域や避難場所を示した津波ハザードマップについて、国や県の想定等の変更が生じた場合や避難場所等を変更した場合は、随時、更新・配布を行う。 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう啓発を推進する。 ・宮崎県の高潮による浸水想定区域の指定及び公表に合わせ、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表する。	市	→		

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	共通	（要配慮者対策の推進） ・要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう支援方法を検討する。 ・要配慮者の避難については、行政機関だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。	市	→		
		（高齢者施設の防災対策） ・定期的に実施する実地指導による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施などの防災対策 の徹底を図る。	市	→		
		（避難行動要支援者対策の推進） ・避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。	市	→		
		（福祉避難所の整備） ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。	市	→		
		（学校における防災教育の推進） ・津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育資料集」や、ＤＶＤ教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。 ・防災専門官の助言を得ながら、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応能力を向上させる。	市	→		

防災・減災の取組・スケジュール

※短期：概ね５年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	共通	（緊急輸送等のための交通インフラの確保） ・東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ・国道２２０号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ・緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ・緊急輸送道路に おける落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を検討し、優先度の高い箇所から実施 する。 ・緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有している が、九州道路啓開計画の啓開ルートに指定されている県が管理する国道２２２号の橋梁については耐震性能の向上を図っていく。今後も各道路施設管理者において、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	県・市	→		
		（都市公園長寿命化事業） ・公園における避難所機能を前提としたトイレ更新の実施。 ・設備のバリアフリー化や非常時の衛生設備の整備等、災害に備えた施設を整備。	市	→		

９．計画の推進及び目標値の設定

基本的な考え方

本計画においては、将来的な都市の姿を長期で展望しながら、本計画が思い描く方向に進んでいるかを確認するため、まちづくりの方針（立地の適正化に関する基本的な方針）を踏まえて、都市機能、居住、公共交通、防災の4つの視点により、本計画の進捗状況を確認するための評価指標を設定する。

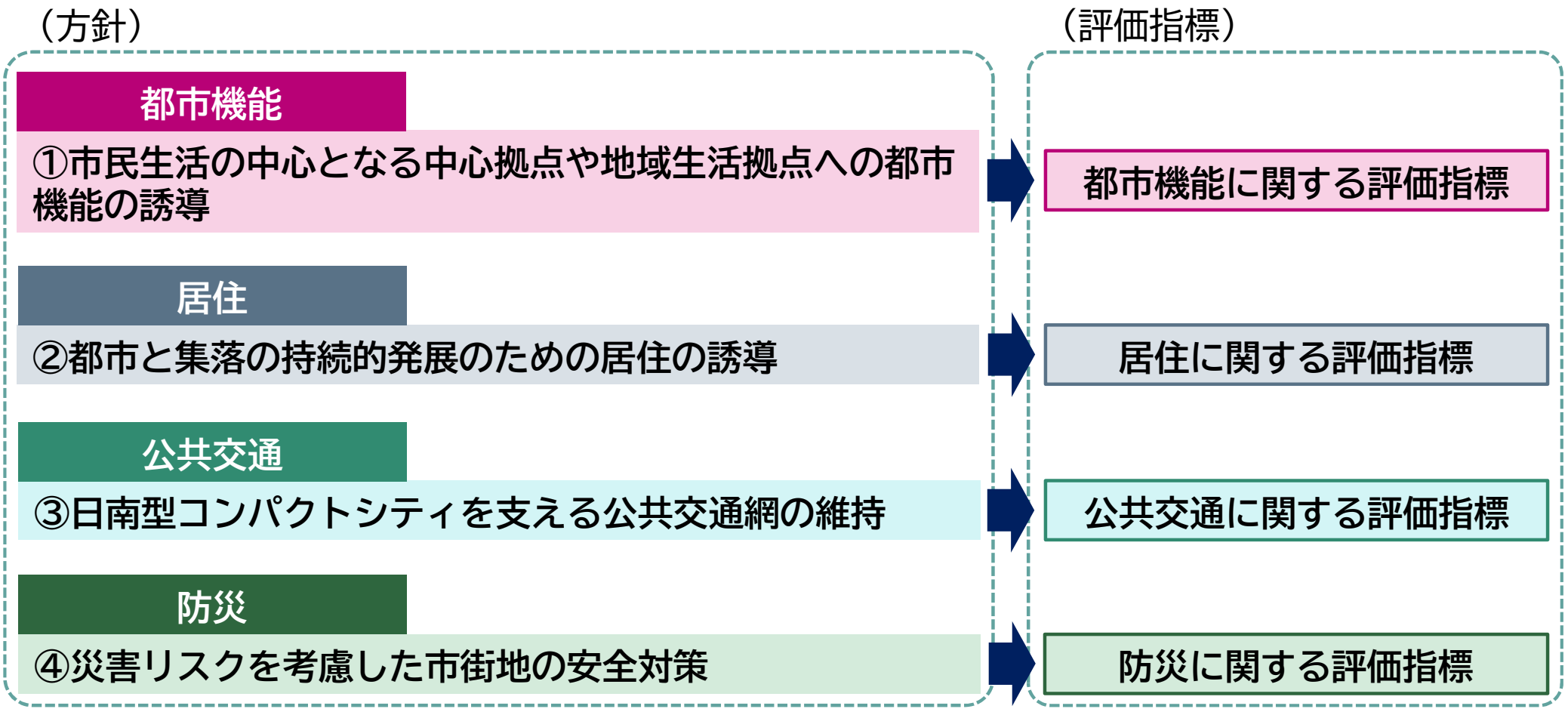

評価指標と目標値の設定

都市誘導

■方針

「市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導」

吾田、油津、飫肥、南郷、北郷など、現状で商業や医療、公共サービスなどが立地する拠点地域に対して、それら都市機能のさらなる誘導を図り、市民の日常生活の利便性の確保を図っていく。

■評価指標

目標指標	現況値 令和7年（2025年）	目標値 令和27年（2045年）
都市機能誘導区域内の誘導施設数	33施設	33施設

■出典（現況値）

各施設データ

■目標値の考え方

人口減少にあっても、市民の生活利便性や観光交流や業務機能等による都市の活力を維持するため、令和27年も現状と同数の33施設とする。

【地区別施設数（現況）】

	吾田・油津	飫肥	大堂津	南郷	合計
大規模店舗	8	1	0	1	10
オフィス（情報サービス）	9	1	0	1	11
救急告示病院	1	0	1	0	2
子育て支援センター	1	0	0	0	1
地域包括支援センター	2	1	0	1	4
文化センター	1	0	0	0	1
資料館	0	2	0	0	2
市役所本庁舎	1	0	0	0	1
総合支所	0	0	0	1	1
合計	23	5	1	4	33

評価指標と目標値の設定

居住

■方針

「都市と集落の持続的発展のための居住の誘導」

都市と集落がともに持続的に発展していくために、都市機能が集積し生活利便性を享受できる拠点地域周辺への居住を誘導するとともに、都市計画区域外も含めて既存集落の維持を図っていく。

■評価指標

目標指標	現況値 令和2年（2020年）	目標値 令和27年（2045年）
居住誘導区域内の人口密度	29.1人/ha	21.0人/ha

■出典（現況値） 国勢調査メッシュデータ

■目標値の考え方

令和27年（2045年）の居住誘導区域内人口密度は、将来推計人口では20.2人/ha（17,739人）となる見込みである。一方、本計画では、居住誘導区域への居住誘導や都市機能の集約、公共交通との連携等を推進することで、生活利便性の高い区域への居住集積を図る。

このため、人口ビジョンにおける将来展望人口も踏まえつつ、将来推計人口の人口密度に対して一定の誘導効果を見込み、目標値を21.0人/haに設定する。

評価指標と目標値の設定

公共交通

■方針

「日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持」

市内各所と拠点地域間を連携し、拠点分散・ネットワーク型構造を支える市民の日常的な移動手段を確保していくため、公共交通網を今後とも維持していく。

■評価指標

目標指標	現況値 令和8年（2026年）5月	目標値 令和27年（2045年）
市内バス路線数	11路線	11路線

■出典（現況値） 日南市統計書

■目標値の考え方

今後も人口減少の進展に伴い乗車人員の減少が想定されるが、公共交通施策や観光施策との連携を図りつつ、市民の生活利便性を確保するために、現在の路線網を維持していく。

【市内路線バス・コミュニティバス路線】

No	区分	路線名
1	路線バス	宮崎線（965）（飫肥⇔宮崎駅）
2		日南市内線（飫肥⇔油津）
3		北郷線（油津⇔さくらアリーナ）
4		市木線（飫肥⇔幸島）
5		風田線（平山⇔東郷支所）
6	コミュニティバス	細田・隈谷線
7		酒谷・吉野方線
8		大牟礼・中部病院線
9		札之尾・中部病院線
10		大戸野線
11		広河原・猪八重線

評価指標と目標値の設定

防災・減災

■方針

「災害リスクを考慮した市街地の安全対策」

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する

■評価指標

目標指標	現況値 令和2年（2020年）	目標値 令和27年（2045年）
ハザードエリア内人口割合	17.4%	15%

※ハザードエリア：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

■出典（現況値） 国勢調査メッシュデータ

■目標値の考え方

市全体の人口に対するハザードエリア内人口割合は、2020年で17.4%であり、2045年は16.6%となる見込みである。本計画に基づき居住誘導区域への居住誘導等を推進することで、災害リスクの高い区域における人口集積を抑制することを目指し、2045年の目標値を15%と設定する。

計画の推進に向けて

（誘導施策の進捗状況と目標値の定期的なチェックと計画の見直し）

・PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年おきに本計画に位置付けた誘導施策の実施状況や目標値の達成状況を確認・評価し、計画の進捗状況の検証を行う。
・その結果とともに、上位関連計画やハザード情報等の前提条件の変更状況などを踏まえて、誘導施策の見直しや充実、強化等の検討を行うとともに、必要に応じて計画自体の見直し等も検討する。

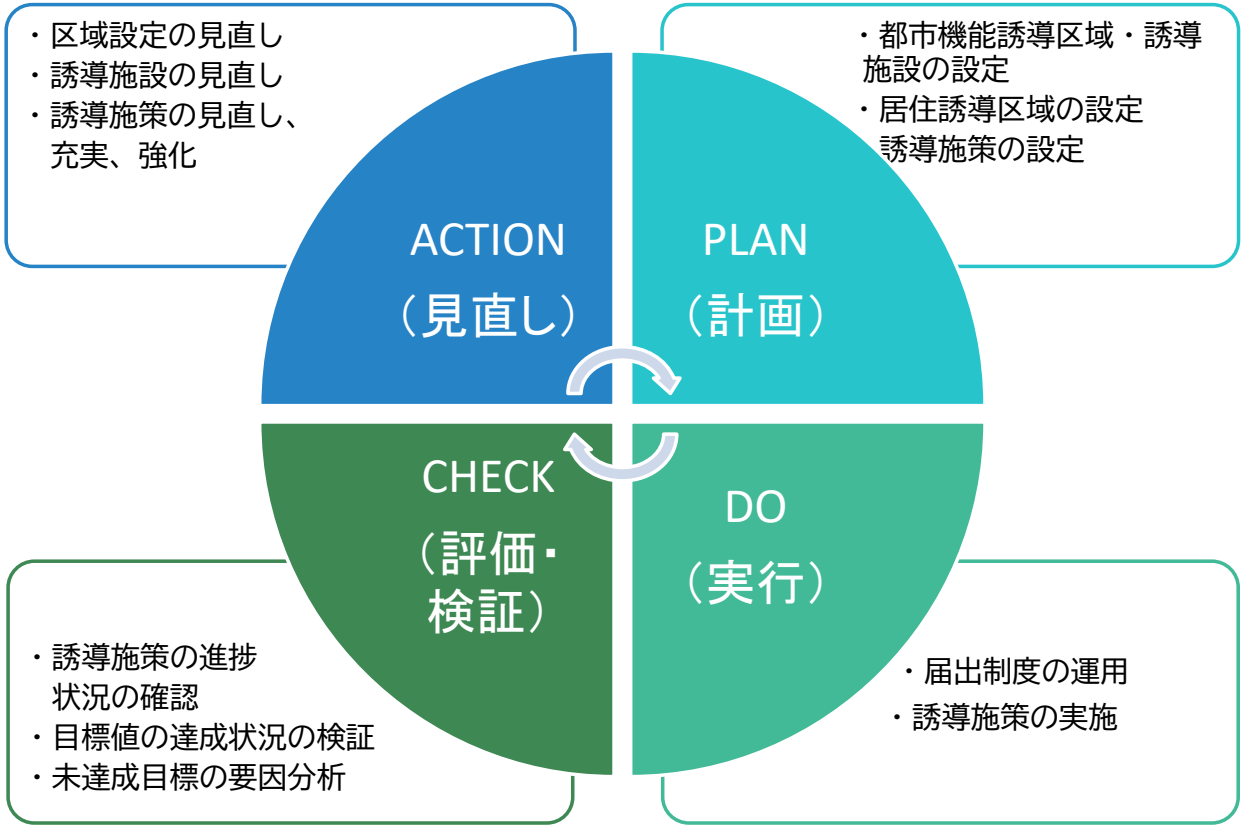

計画の推進に向けて

（庁内での情報共有体制の構築）

・PDCAサイクルを円滑に進めるために、関係部署による庁内検討会議を開催し、各課での施策の実施状況や計画推進にあたっての課題等を共有し、計画、施策の推進体制を構築していく。

（市民・事業者への積極的な周知・広報）

・本計画の推進にあたっては、市民や事業者の理解、協力が必要不可欠であることから、市ホームページや紙媒体等による広報とともに、必要に応じて計画内容や届出制度等の手続きに関する説明会等を開催するなど、積極的な周知・広報を図っていく。

10. パブリックコメント

パブリックコメントの実施概要

・パブリックコメントは令和8年8月13日から8月27日の計15日間実施しました。
・パブリックコメントへの意見は4件（1名）あり、以下のように対応します。

募集期間	令和8年8月13日（木）～令和8年8月27日（木） 15日間
ホームページ閲覧数	128件
意見提出者	1名
意見数	4件

意見概要	対応
誘導施策について、空き家対策はあるが、空き地や低未利用地の活用に関するものが無いため追記を検討してほしい。	本計画による都市機能や居住機能の誘導自体が施策の一つだが、引き続き有効な施策を検討する。
公共施設の改修・建替え費用のグラフについて、この中に廃棄物処理施設が含まれているか明記してほしい。	廃棄物処理施設は含まれているが、公共施設等総合管理計画からの引用であり、出典名を記載している。
評価指標に、都市構造の集約が行政サービスの供給効率に与える効果を示す指標の追加を検討してほしい。	評価指標は4つのまちづくり方針の進捗状況を確認するために、それぞれに対応した指標を定めている。頂いたご意見は今後のモニタリングの参考とする。
計画の位置づけに「第二次日南市環境基本計画」を追加してほしい。	計画の位置づけは、本計画と直接的に関係性の深い計画を記載している。環境基本計画だけでなく、本市や関係機関の各種計画とも連携しながら推進していく。